

## 令和7年北アルプス広域連合議会 11月定例会会議録

令和7年11月14日  
開会 午前10時00分

○議長（傳刀健君） おはようございます。

ただいまから令和7年北アルプス広域連合議会 11月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は17名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立了いたしました。

なお、欠席・遅参等については、事務局長に報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（栗林幸夫君） 報告いたします。

9番、薄井孝彦議員は、体調不良のため、本日の会議を欠席いたします。

報告は以上でございます。

○議長（傳刀健君） 続いて、理事者等の欠席・遅参等については、事務局長の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長（栗林幸夫君） 報告いたします。

連合長、副連合長、所定の職員は全員出席をしております。

報告は以上でございます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（傳刀健君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名人の指名」を行います。

会議録署名議員は、広域連合議会会議規則第109条の規定により、議長において、6番、小澤悟議員、7番、大和幸久議員を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

○議長（傳刀健君） 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

本11月定例会の会期等議会運営につきましては、去る11月6日に議会運営委員会を開催願い、御審議を願っておりますので、議会運営委員長に報告を求ることといたします。

議会運営委員長。

[議会運営委員長（大和田耕一君）登壇]

○議会運営委員長（大和田耕一君） おはようございます。

去る、11月6日に議会運営委員会を開催し、本11月定例会の会期日程等について審議をしておりますので、審議の概要について御報告いたします。

本定例会の会期は、本日11月14日の1日であります。

本定例会に付議されております案件は、事件案件1件、条例案件1件、予算案件4件の計6件でございます。各議案につきましては委員会に付託せず、本会議で審議のうえ、採決を行うことといたします。

一般質問につきましては、3名の議員から通告書が提出されております。

また、本会議終了後、全員協議会の開催を予定しております。

議会運営委員会では、以上を了承しております。

審議の概要は以上であります。よろしく御賛同のほど、お願ひいたします。

○議長（傳刀健君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、御質疑ありませんか。

（[なし]と呼ぶ者あり）

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期等につきましては、議会運営委員長報告のとおり、本日1日限りとし、議会運営につきましても、報告どおり決することに御異議ございませんか。

（[異議なし]と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

## 日程第2 広域連合長あいさつ

○議長（傳刀健君） 次に、日程第3「広域連合長のあいさつ」を受けることといたします。

広域連合長。

〔広域連合長（牛越徹君）登壇〕

○議長（牛越徹君） おはようございます。

本日ここに、広域連合議会11月定例会が開催されるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には何かと御多用の中にもかかわらず御参集いただき、厚く御礼申し上げます。

はじめに、政府が8月に発表した、来年度予算に向けた各府省の概算要求によりますと、一般会計の要求総額は、122兆円余となり、昨年度の概算要求における117兆6,059億円を大きく上回り、過去最大の120兆円を超える規模となっております。

府省別では、厚生労働省の要求額が最も大きく、前年と比較し、約1.4パーセント増の34兆円余となり、高齢化に伴う社会保障費の伸びを背景に最も高い水準となっております。

また、これに併せ総務省では、来年度の重点分野として積極的に取り組む施策について、重点施策2026を公表しており、その柱として、活力ある地域社会の実現と、健全で持続可能な地方行財政基盤の確立や、防災・減災、国土強靭化の推進による、安全・安心なくらしの実現などを掲げております。

このうち、人口減少下における、持続可能な地方行財政のあり方につきましては、人口減少、少子高齢化や経済構造の変化が進行する中、デジタル技術の実装を通じた省力化や、地域の活性化による地域社会の課題の解決が重要とし、地域DXの推進を掲げておりますほか、人材不足が深刻化する中、市町村間の広域連携の促進や地域の多様な主体の連携と協働の推進など、行政サービスの提供を持続可能なものとするための施策が盛り込まれております。

また、行政サービスを安定的に提供できますよう、地方財政の安定的な運営に必要となる一般財源の総額について、令和7年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしており、このうち地方交付税につきましては、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保することとして、昨年度を上回る19.3兆円を要求するとしております。

また、先月25日開会した臨時国会での高市首相の所信表明演説では、現在、最大の課題は人口減少との認識の下で、子ども子育て政策を含む人口減少対策を検討するとし、地域資源等を活用した付加価値の創出や二地域居住を含む関係人口の創出を図るほか、稼げる農林業等の創出を通じて中山間地域をはじめ地方の活力を取り戻す、と述べるとともに、税源の偏在が小さく税収が安定的な、地方税体系の構築に向けて取り組むことを表明しました。

一方、県におきましては、来年6月から導入を予定しております宿泊税について、先月17日に計画の骨子案が示され、現在、内容についてパブリックコメントを実施しております。宿泊税の具体的な内容としましては、1泊6,000円以上の宿泊に対し300円を課税するものであり、年間の税収を約33億円と見込んでおります。使途につきましては、自然公園の園路や遊歩道のバリアフリー化など、観光客の受け入れ環境の整備のほか、交通や観光施設の検索や予約から決済までを一元化するシステムの導入など、様々な観光振興策に充てるとし、世界水準の観光地づくりを目指すこととしております。

宿泊税の創設は、観光立県を目指す本県の主要産業の一つとして、当圏域にとりましても、構成市町村の観光産業の振興策の充実に直結する、重要な支援となりますことから、今後の動向をじゅうぶん注視してまいりたいと考えております。

以下、当面する主な事業の取り組み状況につきまして、順次申し上げます。

はじめに、広域葬祭場について申し上げます。

本年4月から9月までの葬祭場の利用状況は、人体261体となり、前年同期と比べ66体20.2パーセントの減、また動物では158体で、32体16.8パーセントの減となりました。

葬祭場の運営につきましては、指定管理者により円滑な管理運営が行われておりますが、以前より、利用者アンケート等で要望がありました、葬祭場待合室等における携帯電話の通信環境を改善するため、9月に館内に無料Wi-Fiを設置し、利用者の利便性向上を図りました。今後も引き続き、指定管理者との連携の下、利用者の声に耳を傾け、人生の終焉を迎える公の葬祭施設として、故人を偲び、送るにふさわしい施設の運営に努めてまいります。

次に、一般廃棄物処理施設の整備について申し上げます。

本年度、工事着手を予定しております、大町市グリーンパーク第3期建設工事につきましては、先月27日に一般競争入札を行い、この度、仮契約が整いましたことから、本定例会に工事請負契約締結に係る議案を上程しております。

なお、第3期工事の概要につきましては、本定例会終了後の議会全員協議会において、御説明申し上げることとしております。

北アルプスエコパークは、長期包括運営管理業務契約に基づき、費用の平準化と経費削減を図りつつ、安全で安定的な施設の運転管理に努めており、これまで特段の故障等もなく、円滑な施設の運営を継続しております。

本年4月から10月までの可燃ごみ搬入量は、大町市3,945トン、白馬村1,689トン、小谷村383トンの合計6,017トンとなっており、前年同期と比べ75トン、1.2パーセントの減となり、1日当たりの搬入量は31トンとなっております。

また、焼却量につきましては6,188トン、1日当たり30.6トンとなっております。

資源物などにつきましては、大町リサイクルパーク、北アルプスエコパーク及び白馬リサイクルセンターにおいて、適正に処理されておりますほか、4月から始まったプラスチック

製品の回収量は約28.9トンとなり、住民の皆様に御理解いただき、順調に回収が進んでおります。

4月に開所いたしました白馬リサイクルプラザの利用状況につきましては、リユース品の持込みと持ち帰りを合わせ、10月までの7か月間で延べ1,393人、1日当たり9.5人の方に利用いただいております。

今後もごみの減量化とリサイクルの促進を図るとともに、引き続き、ごみ処理広域化の推進に努め、3市村との連携の下で、持続可能な循環型社会の形成に向け取り組んでまいります。

次に、消防関係について申し上げます。

本年4月に採用しました広域消防本部の6名の新入職員につきましては、うち1名が消防業務経験者でありますことから、即戦力として4月から北部消防署に配属し勤務に就いております。

また、他の5名は、県消防学校において約6か月にわたる初任科教育を修了し、現在、大町消防署及び北部消防署に配属され、地域住民に信頼される消防士を目指し、日々業務に励んでおります。

救急出動につきましては、先月末現在3,407件となり、前年同期に比べ182件、5.6パーセントの増となっております。この要因は、昨年冬の恵まれた降雪を背景とした、観光客の増加に伴う本年1月から3月までの出動件数の増によるもので、4月以降は、猛暑による熱中症患者の搬送を含め、出動件数はおおむね例年並みで推移しております。

また、先月1日からは、全国一斉にマイナ保険証を活用し、搬送先医療機関との間で迅速に医療情報を共有することにより、救急業務の円滑化を図る実証事業が行われております。今後、例年より早い感染症等の流行が懸念されますことに加え、冬の観光シーズンを迎えるに当たり、引き続き医療機関と緊密に連携し、適切な救急業務を遂行し地域住民の安全確保に努めてまいります。

圏域内の火災につきましては、先月末現在、20件発生しており、前年同期と比べ1件の増となっております。

また、今月9日から15日まで、全国一斉の秋の火災予防運動が実施されており、当圏域におきましても、10日には大町市で、地元消防団及び関係機関が参加する総合防災訓練が実施され、明日15日には松川村、22日には白馬村におきましても防災訓練が計画されております。間もなく火災の増加が懸念される季節を迎えるに当たり、広域消防本部としましても、市町村消防団をはじめ、関係機関との一層の連携の下で、火災予防の徹底と圏域住民の安全確保に努めてまいります。

次に、介護老人保健施設虹の家について申し上げます。

本年4月から9月までの施設の利用状況につきましては、50床であった昨年同期と比較し、契約入所者は951人減の6,020人、短期入所者は75人減の1,482人となりました。規模縮小に伴い利用者は減少いたしましたが、稼働率で比較しますと、昨年同期比で4.4ポイント上昇の97.6パーセントとなり、規模縮小による施設運営の効率化が効果に結び付いているものと考えております。

また、通所リハビリにつきましては、昨年同期と比較し64人増の2,600人、1日当たりの利用者は0.1人増の21.0人となりました。

虹の家の運営につきましては、これまでも御説明申し上げてまいりましたが、第9期介護保険事業計画期間内に廃止を含め終期を定める方針としております一方で、利用者やその家

族、介護の支援者から存続を望む声が多いこと等から、今後の運営継続について、あらゆる可能性を模索するひとつとして、本年5月に民間事業者に対し、譲渡の可能性についてアンケート調査を実施いたしました。

このアンケートにおいて、特に関心を示した複数の社会福祉法人との意見交換を行っており、施設や土地の所有主体の現況をはじめ、給食提供の方法や運営にかかる人材の確保など、移譲に当たっての双方の課題を整理するとともに、広域連合としての基本的な考え方を調整している状況であります。

なお、意見交換の相手方など具体的な情報につきましては、引き続き調整を図り検討を進めるまでの影響を考慮して、詳細については控えさせていただきますので御理解をいただけますようお願いいたします。

なお、既にインフルエンザなど感染症流行の季節を迎えており、感染症の発生は施設利用者の健康にも大きな影響を及ぼす恐れがあり、仮に利用を制限せざるを得ない場合には、施設の運営にも悪影響が生じますことから、一層の感染予防の強化と健康管理の徹底を図り、利用者の皆様が安心してサービスが受けられますよう、引き続き適切かつ安全な運営に努めてまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

第9期介護保険事業計画の重点施策に位置付けております、日常生活を支援する体制の整備につきましては、現在、地域での助け合いや支え合い、介護予防や生活支援サービスの充実を図るため、高齢者支援に関する基礎知識の習得などを目的とする、高齢者支えあい活動研修を関係市町村と連携して開催しており、本年度は20名の方に参加いただいております。

人口減少や少子化等に伴う介護の担い手不足など、様々な課題がある中で、地域の支えあい活動の推進は、今後、益々重要なものとなりますため、引き続き、こうした研修事業の実施等により、高齢者を社会全体で支援する体制づくりに努めてまいります。

介護保険事業計画につきましては、来年度は第9期計画期間における最終年度であり、令和9年度から11年度までを期間とする、第10期事業計画の策定年度に当たりますことから、現在、被保険者や保健・医療・福祉関係者で構成する計画作成委員の選任や、計画策定に当たり必要となる調査等の準備を進めております。

このうち、高齢者の生活実態や健康状態、介護保険サービスに対するニーズを把握する高齢者生活・介護に関する実態調査につきましては、在宅生活を送っている約2,300人の要介護・要支援認定者や、要介護認定等を受けていない約340人の元気な高齢者を対象に、現在、調査票を順次発送しております。

今後は、この調査に加え、様々なニーズ調査等を実施することにより、圏域の高齢者の現状や課題を把握し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる、持続可能な体制づくりに向け、構成市町村や関係機関と連携し、計画作成委員会において次期計画の策定を進めまいります。

次に、養護老人ホーム鹿島荘関係について申し上げます。

鹿島荘では、今月1日現在、措置入所者が46名、生活短期宿泊事業の利用者が5名、合わせて51名の方に利用いただいており、居室の利用率は91パーセントとなっております。引き続き、関係市町村に対し、措置対象者の把握に努めていただくよう要請とともに、円滑な施設利用ができますよう、一層緊密な連携を図ってまいります。

職員体制につきましては、支援員の募集に1名の応募があり、先月より勤務いただいておりますが、依然として欠員の解消には至っておらず、引き続きハローワーク等関係機関と連携し職員体制の確保に努めてまいります。

また、ひだまりの家におきましては、引き続き入所定員の9名の方に御利用いただいております。

鹿島荘、ひだまりの家の両施設とも高齢の利用者が多く、今後、間近に迎える冬に備え、インフルエンザ等の感染対策の徹底を図るとともに、衛生管理と安全管理に十分注意を払い、明るく家庭的な雰囲気のもとで、利用者の皆様が安心して日常生活を営むことができるように努めてまいります。

本定例会に御提案申し上げます案件は、事件案件1件、条例案件1件、予算案件4件の合計6件でございます。それぞれの議案につきましては、上程の際、説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

#### 日程第4 議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決

○議長（傳刀健君）　日程第4「議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決」を行います。

初めに、議案第26号「工事請負契約の締結について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（栗林幸夫君）登壇〕

○事務局長（栗林幸夫君）　ただいま議題となりました、議案第26号「工事請負契約の締結について」提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第5号の規定、並びに北アルプス広域連合の事務所の所在する市町村の例によるものとする条例、及び大町市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5千万円以上の工事請負契約の締結につきまして、議会の議決に付さなければならないこととされておりますことから、今回、議会の議決を求めるものでございます。

お配りしております、議案説明資料を併せて御覧ください。

本工事は一般廃棄物最終処分「大町市グリーンパーク」の第3期埋立地について、本年度から2か年で整備を計画するものでございます。工事名は大町市グリーンパーク第3期工事でございます。工事箇所につきましては、大町市大町7862番2ほかでございます。工事の発注に当たりましては、事後審査型一般競争入札とし、先月27日に入札を実施したところ1者の応札があり、入札の結果、消費税及び地方消費税を含め、4億3,450万円で、吉川・金森特定建設工事共同企業体が落札し、今月4日に仮契約を締結したものです。予定価格、入札参加者等につきましては、議案説明資料の1ページに記載しております。

また、追加の議案説明資料としまして仮契約書の写しを配付してございますので、併せて御覧ください。

工期につきましては、広域連合議会の議決の日から令和9年3月19日までとしております。

なお、本定例会終了後の議会全員協議会におきまして工事の概要等を御説明申し上げることとしております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案について御質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 初めに4点ほど質問したいと思います。

1点目は、落札額が4億3,450万円と、落札率が99.39パーセントということになります。

昨今の建設工事費の物価上昇率が全国で約4.4パーセントと言われている状況で、設計等を縮減した部分があったのか、あれば説明いただきたいと思います。

2点目は、本契約の第3期工事の範囲は、現在の大町市の第1期、第2期の部分に及ぶのかどうか説明いただきたいと思います。

3点目は、工事完了後の施設管理は第1期から第3期まで、どの範囲とするのか、また、大町市と広域連合で役割分担等の調整については、進捗状況がどのようにになっているのかを説明ください。

4点目は、今、事後審査型一般競争入札という、説明がありましたけども事後審査型一般競争入札はどのような性格のものなのか。

また、入札経過について説明を改めてお願ひしたいと思います。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

施設整備推進係長。

○施設整備推進係長（小山学君） 順次、御回答させていただきます。

初めに、本年度に実施しました、実績業務につきましては、基本設計を見直しながら進めてまいりました。主な見直し、検討としましては、第3期の埋立て予定地につきまして、第2期と同じ標高に揃えるための盛り土が必要になるため、約1万6,000立方メートルの土を購入する基本設計でございましたけれども、公共工事で発生する残土を利用できないか、近隣の自治体や建設事務所等に照会を行ったところ、工事で発生する残土を提供いただけることになりましたことから、その分につきまして、大幅な工事費の削減につながっております。そのほか第2期の構造に準拠しながら構造設計を見直しております、同水準の仕様に変更することで、設計額の縮減を図っております。

また、今回の第3期工事の工事範囲につきましては、全体整備計画のうち、広域が大町市から借用しております第3期埋立て計画地内が工事範囲となっております。

ただし、第2期と第3期の境界につきましては、第2期の場内道路が設けられていることから、第3期埋立地の使用に当たりましては、浸出水が周辺水域や地下水を汚染しないよう、第2期の埋立地との連続性を持たせまして、遮水対策として遮水シートで境界部分を覆う工事を計画しております。

また、3点目の工事完了後の施設管理につきましては、現在、大町市グリーンパークにつきましては、第2期埋立地が使用されておりまして、施設の運営管理につきましては大町市が行っております。第3期工事完了後につきましては、第2期の埋立てが完了した段階で、スムーズに第3期埋立地の供用開始に移行する計画としております。

なお、地元自治会との協定に基づきまして、第3期の供用開始時点から施設管理は広域連合が担うこととしております。地元との合意形成を図りながら、円滑な移行を目指しまして、今後の施設の運営管理体制につきましては、大町市を含む3市村におきまして、検討・協議を進めてまいりたいと考えております。

4点目の、事後審査型一般競争入札につきまして、ご説明させていただきます。

事後審査型の一般競争入札の参加要件ですけれども、2社による特定建設工事共同企業体としまして、代表構成員につきましては、長野県の令和7年、8年、9年度建設工事における資格総合点数別発注標準表の土木工事一式における、格付A区分の者で、特定建設業許可を有しました平成10年以降に、一般廃棄物最終処分場の建設工事の施工実績を有し、かつ、1級土木施工管理技士、または、同等以上の資格を有するものを技術管理者として専任し、過去に一般廃棄物最終処分場建設工事に従事しました技術者を配置できる業者で、長野県内に建設業法に基づきます、本社、本店、支店または営業所を有するものを代表の構成員の資格要件としております。

また、代表構成員以外の構成につきましては、長野県の令和7年、8年、9年度の建設工事における資格点数表の土木工事一式における、格付のA区分の者であり、また、大北地区に建設業法に基づきます、本店、本社を有する者であることとしております。

入札から落札までの経過ですけれども、事後審査型競争入札を10月27日に行いまして2回の入札を行い、その後、2回の見積もりによりまして、今回4億3,450万円にて、吉川・金森特定建設工事共同企業体が落札しましたので、落札候補者とまずさせていただきました。

その後、資格審査ということで、後日提出されました書類に基づきまして資格審査を行いまして、不備等なく要件を満たしておりましたことから、10月29日付にて落札決定しております。その後、11月4日に仮契約を締結している次第です。

以上です。

○議長（傳刀健君） よろしいですか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 第3期工事が終了した後には、広域連合がその管理を行うという説明がありましたけれども、例えばこの水処理の場合には、第1期工事、第2期工事の水処理というのは、大町市の水処理になるわけです。

それが3期に入って、広域連合が全部請負うと、それを持つということになりますと、大町分を広域連合が費用を負担するということになりはしないでしょうか。

その辺をどのように調整しようとしているのか、その説明をいただきたいと思います。

それから、事後審査型一般競争との説明がありましたけれども、要はこれJVですね、1者の入札ですよね。これって全然入札に関して競争関係が成り立っていないと思います。結果的に入札率が99.3パーセント以上ですね。この点どう考えているのか、やっぱりこれは広域連合長の基本的な考え方方が一番大事だと思います。入札というのはやっぱり公正な自由競争の中で競争が行わなければ公正な入札価格というのは決定しない。最高裁の判例です。

そういう事例から見ても、入札というのは競争関係がなければ、正しい公共事業の入札額というのは決定しないと。こういう判例に基づけば、やっぱりこういう事後審査型の1者だけしか応募していないっていうのは、そういう点から見て問題があると思うのですが、広域連合長この点についてどんなお考えか、今後どのように指導されるのか説明ください。

○議長（傳刀健君） 施設整備推進係長。

○施設整備推進係長（小山学君） まず、水処理の関係ですが、第1期、第2期、また第3期につきましては、今、現状の考え方としては、第2期が終了した後に、第3期の方に埋立てを開始する予定でございます。第3期の埋立てが始まる前には、2期につきましては完全に閉鎖というか、水処理としては、雨水等が浸透しにくい状態になっておりますことから、第3期部分の浸出水につきまして水処理をする予定となっております。ですので、第3期の供用開始が始まった段階で、入ってくる浸出水につきましては、ほぼ第3期分のものしか入ってこないというようなことを考えております。

また、今回、応札者が1者ということで、競争性が担保できないというようなお話をありましたけれども、今回の入札におきましては、結果的に1者の応札となっております。

ただ、一般競争入札におきましては、工事費の内訳書等を作成する段階、また、入札を行う段階では既に他社との競合を想定しておりますことから、競争性につきましては担保されていると考えております。

以上です。

○議長（傳刀健君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） ただいまの担当係長の答弁とも重複しますが、入札に当たって一般競争入札によってオープンになっている。しかも、ジョイントを組んでいるということで、この要件自体は普遍性を持つもの、つまり、一部の業者によって得られるようなそういうしたものではないことについて、まず御理解いただきたいと思います。

つまり、結果的に一般競争入札で幅広く募ったところ、1者であったという結果論であります。最高裁の判例については、十分熟知はしておりませんが、競争関係は公募の段階で満たされているものと考えております。

それと同時に、先ほど議員も御指摘ありましたように、いわゆる、建設物価、資材費、労務単価が上がっている中で、この99.39パーセントというのは、それらを鑑みましても決してそう高いものではない。結果的と考えております。

以上です。

○議長（傳刀健君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） グリーンパークの処理水の関係ですが、そうしますと1期、2期の工事が終了した時点で、そこの部分についての処理水は一切発生をしないと。そういう状況になるという判断でよろしいのでしょうか。

それから2点目の今の入札の関係ですけども、これ判例からいっても事後審査型ついて、1回入札したものをですね、その入札価格について後でいくら他の事例と比較して、妥当な金額だからよかったですという、そういうようなことは、最高裁の判例では通用しないと、競争関係において、自由な競争関係の中で決定した入札価格以外は、いくら似かよった金額になろうとも、それは正しい入札金額ではないというのが判例であります。

やはり、競争関係がきちんとオープンな公正な競争環境で、競争が行われた後の入札価格、これが本来の入札金額だとこういうのが、その最高裁判例の言わんとしているところであります。

今回の場合JVですがこれ1者ですよね、しかも、大町市の場合には、地元の業者が談合したっていう裁判の証言があつたりしますと、これそういうケースがあればですね、1者応募だけって実質的には、そういうたった談合も容認してしまうような結果になりかねない、そういう危険性があると思います。そういう点からも、なるべく透明性を図るという点でも、

こういった経過、入札については十分検証していくし、今後、自由で公正な競争関係ということを最優先に入札では実施すべきだというふうに思いますが、連合長どうでしょう。

○議長（傳刀健君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） まず、最高裁の判例というものがですね、いわゆる一般競争入札で行ったことについて否定的であるというふうに解釈されているようですが、決して私はそうではないと考えています。

なお、議員の御指摘については、御意見として受け止め、今後、検証を加えてまいります。  
以上です。

○議長（傳刀健君） 施設整備推進係長。

○施設整備推進係長（小山学君） ただいま、御質疑いただきました水処理の関係ですけれども、第1期、第2期ともに埋立てが終了しました後に、最終覆土という形で処理場自体を閉鎖します。

その際に、埋立地全域を遮水シート等で覆わせていただきまして最終的に覆土材を上から被せるという形を想定しておりますので、場内につきましては、浸出水が水処理の調整池の方に入ることはありません。

以上です。

○議長（傳刀健君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することに御異議ありませんか。

（[異議なし]と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（[なし]と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第26号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号「北アルプス広域連合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

消防長。

〔消防長（宮坂明史君）登壇〕

○消防長（宮坂明史君） ただいま議題となりました、議案第27号「北アルプス広域連合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国から示された火災予防条例の準則に基づき、北アルプス広域連合火災予防条例の防火安全対策に関する改正を行うものです。

本年2月26日に、岩手県大船渡市で発生した林野火災は、約3,400ヘクタールを焼損し、鎮火までに1か月以上を要した我が国では60年ぶりとなる大規模な林野火災となりました。

このほか、全国各地でも大規模林野火災が相次いで発生し、2月28日には、上田市でも約63ヘクタールが焼損しています。

また、これらの出火原因の多くは、たき火の拡大や火入れによるものとされています。

このため、消防庁では、大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会を開催し、その結果を踏まえ、平成15年10月に発出された通知、林野火災の予防及び消火活動についてが改正されました。

この中で林野火災予防対策の見直しが行われ、林野火災の予防上危険な気象状況になった際には、段階に応じて強い制限・罰則を伴わない注意喚起等の仕組みである林野火災注意報や消防法に基づく火災警報のうち、林野火災の予防を目的とした林野火災警報を的確に発令し、防火指導の強化や火の使用制限を徹底できるよう本条例の一部を改正するものであります。

お手元に配付いたしました議案説明資料の新旧対照表を御覧ください。

まず、目次に第3章の3林野火災の予防が新たに追加されました。

次に、第29条の火災に関する警報の発令中における火の使用の制限では、第1項において、根拠法令として消防法第22条第3項を注釈として追加し、火の使用制限の項目においては追加・削除がそれぞれ行われております。

次に、新たに追加されました第3章の3林野火災の予防の内容について申し上げます。

第29条の8では、市町村長は、気象情報が林野火災の予防上、注意を要すると認める時は、林野火災に関する注意報を発令できること、第2項では、注意報発令中は第29条各号に定め使用制限に従うよう努めなければならないこと、第3項では、市町村長は努力義務の対象区域を指定できること。第29条の9では、市町村長は林野火災予防を目的とした火災警報を発した場合、第29条の各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定できるといたしました。

更に、第50条で定められております各行為等の届け出では、第1項第1号の火災と紛らわしい煙、又は火災を発する恐れのある行為のあとに（たき火を含む）を追加し、第2項として、消防長は、それぞれの行為について届け出の対象となる期間、区域を指定することができると規定いたしました。

施行日は令和8年1月1日からとしております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案について、御質疑ありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） ちょっと、実態がどうなるのかが分かりにくいのですが、例えば第29条の（5）では、喫煙をしないこととありますけども、これはいわゆる行政として強制力があるのか、その点ではどのように国は考えているのか説明ください。

次に、29条の8では、注意報を発することができ、発するだけでいいのかどうか。それから、47条の一番下段ですけど、次に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ消防長に届け出をしなきやいけない。これ、いわゆる義務規定なのか、罰則がつくのか。

それから、その下の（1）では、たき火を含む行為、これもそういうことで届け出をしなきやいけない。消防長はその範囲や対象地域を指定することができるというふうになっていますが、これ具体的に実効性ある運用というのはどのように考えているのか、説明いただきたいと思います。

○議長（傳刀健君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（横川和彦君） ただいまの御質疑について順次お答えいたします。

まず、29条の（5）ですが、喫煙についての考え方というところでございますが、この規定はですね、警報発令中の喫煙についてというところでございまして、警報の発令の要件となりますのが、火災が非常に発生しやすい状況であるというところで屋外での特に山林原野の火災が起きやすい状況下で喫煙をしないで欲しいというところの規定でございます。

火災が発生しやすい状況において火入れ、たき火、それに次いで喫煙というものは、原因として火災が発生しやすい状況になりますことから喫煙をしないように求めるというところでございます。

続きまして、火災注意報を発令することができるというところですけれども、当然、発令するということになりましたら同報無線や市町村にお願いして、放送などで、現在、林野火災が発生しやすい状況になっているという広報をして、これは努力義務という形で、してはいけないということではありませんが、現在、屋外で火を使うことは、大規模な火災につながりやすいということをお知らせして、地域住民の皆様に理解していただいて、なるべく不必要的火の使用はしないで欲しいというお願いをするということでございますので、当然、広報活動も実施するというものであります。

それから、届け出に関しての部分でございます。この届け出につきましては、たき火に関しては、これまでの届け出と変わらないところでございます。火災と紛らわしい煙が起こる場合には、届け出をしていただいて、煙が真火災であるかというところをあらかじめ把握しておくというところでございます。

ただ、この部分の小規模なたき火が、都市部でいうところのものと、農村部で行うあぜ焼きなどそういうものは認識がやや違うというところで、たき火について届け出をしない、農村部の果樹の枝を剪定したものなど焚く時には、届け出を求めるという地区もあったということで、消防庁でたき火行為も含まれるということを明記したというものでございます。ですので、これは届け出をしていただくということは必要ですけれども、それを制限するというものではありません。届け出の義務があるというだけで、やってはいけないというところのものではありません。

それから、区域についてでございます。届け出の対象となる期間及び区域を指定することができるというところでございますが、特に都市部におきましては、火災が発生しやすい春先に区域を限定しているという市町村もございますが、当地域は通年を通して届けていただいているという状況でございますので、そのような考え方で、期間、それから区域につきましても管内全域で行う場合には、届け出をしていただいておりますので、特にどの区域という指定をして、届け出をしていただいているものではありませんので、引き続き管内全域において行為する場合には、届け出をいただくということを考えております。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 他にございませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することに御異議ありませんか。

（[異議なし]と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

([なし]と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第27号を原案のどおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

日程第4の途中であります、ここで11時15分まで休憩といたします。

休憩 午前10時58分  
再開 午前11時15分

○議長（傳刀健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4の議事を継続いたします。

議案第28号「令和7年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長（栗林幸夫君）登壇]

○事務局長（栗林幸夫君） ただいま議題となりました、議案第28号「令和7年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

なお、議案第28号から議案第31号までの補正予算の内容につきましては、職員の給与等の人物費に係るものが主なものであり、当初予算編成時の職員配置から人事異動等により変動しておりますことから、現在の職員配置に基づき、調整を行ったものでございます。

議案1ページを御覧ください。

第1条でございますが、今回の補正は歳出予算の補正のみとなるため、予算の総額に変更はございません。

第2条債務負担行為の補正につきましては、4ページ、5ページの第2表債務負担行為補正を御覧ください。

本業務は、本年度の当初予算において、期間を令和7年度から8年度までの2か年とし、限度額を930万円として債務負担行為を行ったものであります、本年度の工事の実施設計業務が完了しましたことから、施工監理業務の内容を精査したほか、人件費の高騰や最新の歩掛単価に見直したことにより、事業費の増額が見込まれますことから、債務負担行為限度額の補正をお願いするものでございます。

8ページ、9ページの歳出を御覧ください。

款2項1目1一般管理費704万9千円の減は、人事異動等による人件費の調整を行ったものでございます。

節1報酬から節8旅費は、職員の異動に伴うものほか、会計年度任用職員の雇用実績の見込みによるもの。

節18負担金補助及び交付金は、職員派遣費用負担金の減が主なものでございます。

款4項1目2ごみ処理広域化推進費204万7千円の減は、節2給料から節4共済費及び節18負担金補助及び交付金の職員派遣費用負担金を含め人事異動に伴う補正でございます。

節12委託料は、大町市グリーンパーク第3期工事実施設計業務の入札差金を減額するほか、施工監理業務委託272万円の増は、令和7年度から8年度までの2か年にわたる業務

のうち、令和7年度に行う業務内容を精査したほか、人件費、資材費等の高騰による単価の見直しに伴い、増額補正をお願いするものでございます。

目3廃棄物処理費23万8千円の増は、節2給料から節4共済費は、人事異動に伴う職員及び会計年度任用職員の人件費の調整を行ったものでございます。

リサイクル推進費198万4千円の減は、会計年度任用職員の雇用実績見込みにより、人件費の調整を行うものでございます。

10ページ、11ページを御覧ください。

款5項1目1常備消防費2,875万8千円の減は、職員の退職等により、人件費の調整を行ったもので、節2給料から節4共済費では、職員の退職に伴い、再任用職員の配置等を行ったことによるものでございます。

款6項1目1土木事業費168万6千円の減は、節1報酬から節4共済費は、会計年度任用職員の雇用実績見込みにより、人件費の調整を行ったものでございます。

款9予備費は、歳入歳出の調整でございます。

12ページから16ページは、今回の補正に伴う給与費明細書でございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案について御質疑ありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 3点ほど伺います。

1点目、グリーンパーク第3期工事施工監理業務についてですが、債務負担行為が930万から1.6倍の1,500万に増額となっています。理由については、今、若干説明がありましたけども、人件費とか歩掛費等が上昇している説明がありましたけど、具体的にはこれがどのくらい増額になっているのか、改めて1.6倍になった根拠について説明ください。

2点目ですが、債務負担行為の変更後に変更契約すると思いますけども、国土交通省の基準では、公共の施設管理業務の変更契約の上限は、請負金額の30パーセント以内としていると思います。これから見ますと今回の契約というのは、別契約にしなければならないのではないかと思いますが、どのような見解か伺います。

3点目ですが、当初予算時に本当に今回の増額要素というのは見通せなかつたのかどうか、予算時の判断について説明ください。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

施設整備推進係長。

○施設整備推進係長（小山学君） ただいまの御質疑に御回答させていただきます。

まず、債務負担行為が増額になった具体的な理由につきましては、先ほども上程の際に御説明させていただきましたけれども、まず、本年度に行っております工事の実施設計業務が完了しましたことから施工監理業務の内容を見直しました。増額になった要因としては、関係機関との協議回数が増えること等に伴い人工の増加が見込まれること。また、令和7年3月から適用されました労務単価の上昇によりまして、技術者などの直接人件費が増加したこと。また、これらの人件費に係ります、管理費などの諸経費が当初の見込みよりも増えたことが主な要因です。

労務単価等の上昇につきましては、国土交通省が採用しております、設計業務委託等の技術者単価を採用しております、こちらが前年度と比べまして単純平均としましては、全体の技術者等で5.7パーセント上昇しているものでございます。

また、2番目の債務負担行為の変更後に変更契約をするということで、30パーセントの変更契約の請負代金の条件としているというような御質問いただきました。こちらにつきましては、今回、グリーンパーク第3期工事に伴う施工監理業務につきましては、今回、債務負担行為の補正をお願いしておりますが、現時点では施工監理業務につきましては、発注を行っておりません。

本定例会に上程いたしました債務負担行為の変更、また、工事の仮契約の締結及び補正予算の御可決をいただいた後に新規に施工監理業務を発注し、契約を締結する予定でございます。

3点目の当初予算で今回の増額が見込めなかつたのか、という御質問をいただきました。

こちらにつきましては、今回ですね実施設計を行っていく中で、増えました業務につきましては、昨年度、計画しました基本設計の中では、なかなか見えてこない部分がありまして、今回、実施設計を行っていく中で、主には工事の仮契約の時にも御説明させていただきましたけれども、他工事から排出される土等を利用させていただくということで、そちらとの関係機関の協議が必要となっていること。併せて、今回、実施設計の中でグリーンパーク内の雨水排水につきましては、高瀬川へ放流する計画としておりまして、そちらの排水路設置に伴います河川管理者との協議が主なもので、こちらの方の協議回数が増えるということで人工が増えているということでございます。

以上です。

○議長（傳刀健君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 約1.6倍の増額になった原因ですが、労務費等が5.7パーセントの上昇と、これなぜ約6割増しに結びつくのか、今の説明ではちょっと分かりにくいので、6割増しになった根拠、ほかに要因があれば説明ください。

それから、国交省では30パーセント以上は別契約にするというのは、これ基本になっているのですが、今の説明は30パーセント以上がやむを得ないという説明にはなっていないと思うのですが、この国交省の30パーセントの工事費の大幅増については別契約という考え方については、行政としてはどのような見解なのか改めて示してください。

それから、当初予算で見込めなかつたかということですけども、建設工事の物価上昇率は直近では約4.4パーセントの上昇です。これは、新型コロナウイルスの影響を受けた期間と同程度の上昇であります。特に資材価格の高止まりや労務費、物流費の上昇が主たる要因となっていますけれども、今後も資材単価の高止まりが続くという予測が当初からされており、こういう予測の上では本年の予算時期になぜ予測ができなかつたのか、それもあわせて説明いただきたいと思います。

○議長（傳刀健君） 総務課長。

○総務課長（井沢公一君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

まず、グリーンパーク第3期工事の債務負担行為でありますけども、当初予算につきましては、第2期工事を参考に見積もっていたところで、確かに積算の見込み誤りというところがござりまして、今回の債務負担行為の補正をお願いすることになっております。

それから、30パーセントの施工監理業務でありますけども、現時点では、その施工監理業務を委託契約等は行っておりませんので、その30パーセントということではなくて、この債務負担行為の変更後に、初めてこの施工監理業務の委託をするということになります。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 先ほど国交省の指導例とか、例ですね3割超える場合には変更契約が望ましいという国交省の考え方ですが、この辺については今回のこの工事の関係では、どのような見解に基づいているのか説明ください。

○議長（傳刀健君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 私からお答え申し上げます。今、議員が国の基準に従ってないという30パーセント変更契約ですが、それは、一旦契約したものについて変更する場合に規制される条項であります。これはまだ未契約でありますから、これから契約する時には、常に今回の補正予算の内容に沿って行いますから、変更契約はこれ以降にあることはないと考えています。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することに御異議ありませんか。

（[異議なし]と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（[なし]と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第28号を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

次に、議案第29号「令和7年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（栗林幸夫君）登壇〕

○事務局長（栗林幸夫君） ただいま議題となりました、議案第29号「令和7年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は歳出予算の補正のみとなるため、予算の総額に変更はございません。

6ページ、7ページの歳出を御覧ください。

款1項1目1介護老人保健施設事業費664万2千円の減は、節2給料から節4共済費、及び節18負担金補助及び交付金の減は、職員1名の年度中途での退職による人件費の補正でございます。

款2項1目1予備費の増は、歳入歳出の調整でございます。

8ページから10ページは、今回の補正に伴う給与費明細書でございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案について、御質疑ありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 関連も含めて4点ほど質問いたします。

初めに、人件費の補正減660万2千円を計上しておりますが、令和7年度これまで虹の家の運営上マンパワーの充足というのは、足りているのかどうか。特にこの辺を連合長の見解として伺っておきたいと思います。

それから市町村負担金は、令和8年度以降も補填する考えはないのかどうか、これも連合長の基本的な考え方を伺いたいと思います。

3番目に虹の家を閉鎖する場合は、どの時点で決定し、いつから閉鎖となるのか、現在考えているスケジュールについて説明ください。また、大町病院での機関決定はどうなっているのか、改めて現状の状況を伺っておきたいと思います。

4点目ですが、虹の家が閉鎖となった場合、広域や病院の職員への対応と施設の処分はどうするのか。鹿島荘の状況を踏まえて、広域連合全体として施設の運営をどう考えているのか、現時点での連合長の考え方を伺っておきたいと思います。

○議長（傳刀健君） ただいまの議員の質問についてですが、関連というお話をいただきましたが、虹の家の存続等については、今回の人件費の減については、関連しないと考えますので、最初の質問の予算がこれで足りるかどうかについての答弁を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） 御質問にお答えいたします。

今回の664万2千円の人件費の減額につきましては、7月末に職員が退職したことに伴う人件費の減額でございます。

退職により減少した職員のマンパワーにつきましては、大町総合病院より介護福祉士1名の異動配置をいただいておりますので、人員配置は充足している状況でございます。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 他に御質疑ありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することに御異議ありませんか。

（[異議なし]と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（[なし]と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第29号を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

次に、議案第30号「令和7年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計特別会計補正予算（第2号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（栗林幸夫君）登壇〕

○事務局長（栗林幸夫君） ただいま議題となりました、議案第30号「令和7年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費に係る補正が主な内容であり、歳出予算の補正のみとなるため、予算の総額には変更はございません。

6ページ、7ページの歳出を御覧ください。

款1項1目1一般管理費164万8千円の減は、節2給料から節18負担金補助及び交付金は、人事異動等により人件費を減額するものでございます。

款1項3目1介護認定調査会費8万9千円の増、及び目2認定調査等費14万円の増につきましては、会計年度任用職員の期末勤勉手当の支給月数の見直し等によるものでございます。

款6予備費の増は、歳入歳出の調整でございます。

8ページから12ページは、今回の補正に伴う給与費明細書でございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案について、御質疑ありませんか。

（〔なし〕と呼ぶ者あり）

質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（〔なし〕と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第30号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号「令和7年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業化事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（栗林幸夫君）登壇〕

○事務局長（栗林幸夫君） ただいま議題となりました、議案第31号「令和7年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入では利用者の増加に伴う負担金の増、及びひだまりの家事業基金繰入金を減額するほか、歳出では、人事異動等に伴う人件費の補正、及び鹿島荘の設備、備品の修繕費等の補正が主な内容でございます。

議案1ページを御覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出の予算総額にそれぞれ、6, 662万2千円を追加し、総額を2億6, 648万7千円とするものでございます。

10ページ、11ページの歳入を御覧ください。

款1項1目1鹿島荘事業負担金732万2千円の増は、生活短期宿泊事業の利用者について、上半期実績が当初見込みより増えたため増額するものでございます。

款5項1目2ひだまりの家事業基金繰入金70万円の減は、上半期欠員となりました職員の人事費を減額するため、基金からの繰入金を減額するものでございます。

12ページ、13ページの歳出を御覧ください。

款1項1目1一般管理費855万7千円の減は、節1報酬から節8旅費までは人事異動に伴う補正のほか、欠員補充のため職員を募集しておりましたが応募者がなく、上半期欠員となった人件費等を実績に基づき補正するものでございます。

節10需用費19万7千円の増は、浴槽の排水不良を修繕するもの。また、業務用冷凍冷蔵庫は経年劣化により性能低下を改善するための部品交換等の修繕でございます。

節10需用費109万6千円の増は、生活短期宿泊事業、利用者が増えたことにより賄材料費を増額するものでございます。

目1ひだまりの家管理費95万9千円の減は、鹿島荘と同様に、節1報酬から節8旅費までは人事異動等に伴う事務人件費関係の補正であり、鹿島荘同様に欠員となった会計年度任用職員の人事費の未執行分を減額するものが主な内容でございます。

款3予備費につきましては歳入歳出の調整でございます。

14ページから18ページは今回の補正に伴う給与費の明細書でございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案について、御質疑ありませんか。

小澤悟議員。

○6番（小澤悟君） 鹿島荘についてですが、連合長の挨拶の中でも鹿島荘の職員体制については依然として欠員の解消には至っていないとおっしゃっています。

その中で、ハローワーク等関係機関との連携だけで人員を確保できるのか。欠員のままでも良いのか、何か人が来ない要因があるのか、何か分析をされているのかお聞かせください。

○議長（傳刀健君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） お答えいたします。

確かに欠員の状況で職場には負担をかけてしまっているところでございますが、虹の家の状況ですとか、ひだまりの家の状況ですとか、私どもが所管する3施設の今後の役割や基盤整備、社会の状況、介護状況も勘案した中で、大切な介護人材をどのように配置していくか総合的に体制を考えているところでございます。ハローワーク等へもお願いをしてしたり、人材派遣等も考えたりしているところですけども、なかなか応募がないという状況ですので、先々の適正な人材確保を考えながら配置を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 他に質疑ありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することに御異議ありませんか。

（[異議なし]と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

討論はありませんか。

([なし]と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第31号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

## 日程第5 一般質問

○議長（傳刀健君） 次に、日程第5「一般質問」を行います。

質問通告者は3名であります。よって3名の質問を行いたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

それではこれより質問に入ります。

質問順位第1位、15番・丸山和之議員の質問を許します。

丸山和之議員。

[15番（丸山和之君）登壇]

○15番（丸山和之君） 15番、白馬村議会、丸山和之でございます。

本日はごみ処理の再資源化と減量についてお伺いいたします。

昨今のインバウンドの影響もあり、本シーズには大勢の方がこの地域に滞在することとなります。そのことに伴い、ごみの量も当たり前のように増加傾向にあり、広域管内には、立派な処理施設があるわけですが、将来的なことも含めてごみの減量化については、地域住民と一緒にになって考えていく必要があると思います。

そこで次のことについて伺います。

まずは生ごみの堆肥化についてです。

今、大町市の一帯の地域において生ごみの堆肥化が進められていると聞いています。ごみの減量化の対策の1つとして、生ごみの堆肥化は、様々なハードルがあるかと思いますが、今後検討すべき課題と考え、生ごみの堆肥化について、広域全体で推進されるお考えはないか伺います。

○議長（傳刀健君） 質問が終わりました。

丸山和之委員の持ち時間は残り39分とします。

丸山和之議員の質問に対する答弁を求めます。

広域連合長。

[広域連合長（牛越徹君）登壇]

○広域連合長（牛越徹君） ごみ処理の再資源化と減量に当たり、生ごみの堆肥化について、広域全体で推進する考えはないかとの御質問にお答えします。

現在、広域連合におきましては、生ごみの堆肥化に関する事業は実施しておりませんが、大町市では、八坂地区に大町市堆肥センターを設置し、市内の住民や各種の事業者のほか、公共施設と連携し、生ごみの分別・資源化を進めております。

堆肥センターは、旧八坂村の時代に建設され、本来、牛糞堆肥を製造する施設でありましたが、ごみの減量化と循環型社会の形成を目指し、平成25年からPFIを活用して、生ごみ堆肥化の取り組みを始めました。現在、堆肥の製造に当たりましては、市内の小中学校や

飲食店、福祉施設や宿泊施設、一部の自治会から年間約199トンの生ごみを収集し、微生物による分解発酵により堆肥化したものを、牛糞堆肥と混ぜ合わせて牛糞生ごみ堆肥を製造し、市内限定で販売しております。

牛糞生ごみ堆肥の品質は極めて良質で、有機JAS資材リストに登録認証されており、地元地区の有機栽培農家からの需要も多く、循環型農業の推進にも大きく寄与しております。

また、小谷村におきましては、2つの民間団体が年間5.4トンの生ごみを堆肥化し、販売しているとお聞きしております。

生ごみの処理は、一般廃棄物処理業務として市町村が担当するものであり、市町村による分別収集や運搬方法の検討が必要であるほか、近接の地域内で、堆肥化の処理施設を確保することも不可欠でありますことから、広域全体での収集・処理を進めるには、なお、こうした課題の整理が必要であり、現時点での実施は難しいものと考えております。

しかしながら生ごみの堆肥化はごみの減量化対策の一つとして、極めて有効な方策であり、今後、関係3市村と連携し研究してまいりたいと考えております。

なお、大町市、白馬村、小谷村におきましては、生ごみ処理機や、コンポストの購入に対する補助制度を設け普及を図っており、住民の皆様にはこの制度を活用いただくとともに、広域連合といたしましても引き続き家庭における生ごみの排出削減に御協力いただきますよう、啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 再質問ありませんか。

丸山和之委員。

○15番（丸山和之君） 市町村によってはコンポストの補助とかもあるわけですが、地域によっては昨今の熊や猿による被害が出ておりますので、コンポスト等に関してはちょっと限定的なような気もいたしますし、家電製品で生ごみ処理機というのもありますので、地域によってはそちらを推奨していくようになるのかなと、今、感じました。

また、堆肥化については、整備などの課題もあるかと思いますけれども、この地域では個人で農業をやられている方も多いですし、また、肥料の高騰なども考えますと、資源が有効に循環していくことは、近い将来、大変良いことだと思います。

それについては、研究されるということなので、そういったことで理解をいたしました。

次に、製品プラスチックについてお伺いします。

前回の一般質問にもありました、製品プラスチックが資源ごみとして出されるようになりました。この取組みにより燃えるゴミは減り、資源の有効活用につながり、また、リデュース、リユース、リサイクルの3Rの理解にもつながっていくというふうに考えます。

そこで、地域住民の理解を深めるために燃えるごみを減らし、資源の有効活用を推進するようなキャンペーン、又は取組みをするお考えはないかお伺いいたします。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

総務課長。

[総務課長（井沢公一君）登壇]

○総務課長（井沢公一君） プラスチック製品を初め、資源の有効活用を推進する取り組みについて、御質問にお答えいたします。

プラスチック製品につきましては、本年4月から分別回収を開始し、10月末までの7か月間の実績では、白馬リサイクルセンター、大町リサイクルパーク及びエコパークの3施設と、大町市の自治会による拠点回収を併せた排出量は、プラスチック容器包装と併せて回収

しておりますため、正確な数値は把握しておりませんが、約19.7トンと推計しております。

また、50センチメートル以上の大型のプラスチック製品は、3施設の回収総量が9.2トンで、総計で約28.9トンとなっております。回収可能なプラスチック製品は、100パーセントプラスチック素材の厚さ5ミリメートル未満の製品で、汚れのないものを出していただくよう住民の皆様への周知に努めております。

しかしながら、収集された中には、汚れの残るものや粘着テープが付着したもののか、紙や金属など、プラスチック以外の素材が混在しているものも見受けられます。これらの混入は、新たにプラスチック製品を再生する際に、品質低下につながるほか、処理設備損傷の原因となりますことから、回収可能なプラスチック製品につきましては、今後も3市村と連携し、広報紙やホームページなどを通じて分別の徹底について周知、啓発に努めてまいります。

○議長（傳刀健君） 再質問ありませんか。

丸山和之議員。

○15番（丸山和之君） 製品プラスチックの資源化はごみの減量にも関係してくると思いますので、それぞれの自治体でも製品プラスチックの理解を深めるための細かな指導も、お願いしたいというふうに思います。

次に、リサイクルプラザの施設利用について伺います。

3Rについては、リサイクルプラザの施設利用の重要な取組みの1つです。この施設が利用されてからの期間はまだ短いですが、施設の会議室の利用状況があまりないというふうに聞いております。

そこで、3Rの推進も含めたフリーマーケットやキャンペーンなどをこの会議室のスペースを利用利用することができないかお伺いいたします。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

総務課長。

[総務課長（井沢公一君）登壇]

○総務課長（井沢公一君） 白馬リサイクルプラザの施設利用について、御質問にお答えいたします。

本年4月から供用を開始いたしました、白馬リサイクルプラザの機能につきましては、館内に常設しております「リユースひろば」において、家庭で不要となった衣類や食器など、まだ使えるものの使わなくなった物や、子ども用品などのリユース品を募り、次に使う方が無料で自由に持ち帰ることができます。

このほか、リデュース、リユース、リサイクルの3Rに関する展示とともに、主に白馬村における資源物の分別方法等を紹介する動画等を放映し、環境意識の醸成に努めています。

また、施設内には環境に関する会議や研修などに御利用いただける研修室を設けており、地域における環境学習やリサイクル啓発の拠点としての役割も担っております。

4月から10月までの7か月間における「リユースひろば」の利用者数は延べ1,393人となり、寄せられたリサイクル品は7,460点、また、持ち帰られた品は5,394点となっております。

一方、研修室の利用状況につきましては、これまで会議での利用が1件に留まっております。

なお、白馬リサイクルプラザは、国の循環型社会形成推進交付金を活用し整備した施設であり、フリーマーケットやバザー等の、収益を伴う活動につきましては、循環型社会形成推進交付金要綱の趣旨にそぐわないことから建物内での開催はできないこととなっております。

なお、こうしたイベントを行う場合には、敷地北側のスペースを利用いただくよう御案内しているところでございます。

○議長（傳刀健君） 再質問ありませんか。

丸山和之議員。

○15番（丸山和之君） その施設の中ではそういったことはできないという答弁がありましたけれども、こういったことがその中で利用できるということになれば、季節も関係なく、様々な取組みができるようになりますし、地域の方々への理解も深まっていくというふうになると思いますので、施設の有効活用としても、今後検討していただきたいと思います。

続きまして、エアゾール缶についてお伺いします。

エアゾール缶の穴あけに起因する火災事故が発生している状況を踏まえて、環境省ではごみ排出の際に穴をあけない方向が望ましいというふうにしておりますが、収集車や破碎施設の事故防止等の観点から排出時に穴をあけて穴あけを指導している市町村が多いように聞きます。市町村によっては専用機器を導入して安全を確保し、処分されているところもあるそうです。

そこで、環境省では穴あけをしない方向が望ましいとされていますが、広域連合としての見解を伺います。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

総務課長。

[総務課長（井沢公一君）登壇]

○総務課長（井沢公一君） 廃棄するエアゾール缶の処分方法について、御質問にお答えいたします。

廃エアゾール缶につきましては、一般的にガスを抜かずに可燃ごみとして排出され、収集車両の圧縮過程において破裂や火災を誘発する事故が全国的に発生しており、大変危険な状況にあるものと認識しております。

また、処分の際に住民の皆様が、火気の近くで缶に穴をあけた場合に、火災が発生する事例も確認しております。

環境省では、平成30年に発出した通知において、こうした廃エアゾール缶の火災事故が相次ぐ状況を踏まえ、住民に穴あけを求めるのではなく、中身のガスを完全に出し切った上で廃棄し、自治体が適切に処理する体制を整備するよう求めております。

現在、関係3市村におきましては、排出方法がそれぞれ異なっており、大町市と小谷村では、使い切った上で穴をあけ、指定の金属ごみ袋で回収しており、また、白馬村では、穴をあけずにガス抜きキヤップ等で完全にガスを抜き、指定袋に入れて回収しております。

このように、廃エアゾール缶を含め、3市村で排出方法が異なる品目がありますことから、現在、3市村の担当課において、処分方法の統一に向けた見直しを進めております。

新たなルールが整い次第、3市村と連携し広報紙やホームページ等により、住民の皆様への周知を図ってまいります。

○議長（傳刀健君） 再質問ありませんか。

丸山和之議員。

○15番（丸山和之君） これについてはどちらにとってもリスクを伴うということありますので、穴あけを指導する場合には、住民の方にはそのようなリスクもあるということも含めた細かな指導をお願いしたいと思います。

最後に、ごみに対する理解についてお伺いいたします。

私たちが普通、ごみと呼んでいるものが、一般廃棄物と産業廃棄物の2種類に分かれておりますが、これを詳しく把握している人は少ないと思います。

一般廃棄物では家庭廃棄物と事業系一般廃棄物があり、特に事業系は排出する条件によって区分が異なるため、適切な理解が必要になってきます。十分な理解がないとしっかりと分別ができないことにつながり、また、モラルの低下にもつながっていくというふうに考えます。

そこで、このようなごみへの理解を個人個人が詳しく把握することが、将来的なごみの減量化や、適切なごみの分別につながっていくというふうに考えますが、広域連合の御見解をお伺いいたします。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

広域連合長。

[広域連合長（牛越徹君）登壇]

○広域連合長（牛越徹君） ごみ処理に対する圏域住民の理解とごみの減量化について、御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、日常的に排出されるごみは、大きく一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、更に一般廃棄物は、家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物とに分かれます。

特に、事業系一般廃棄物については、その区分や排出条件が複雑であり、これを十分理解されている事業者は、必ずしも多くないのが現状であると認識しております。

また、ごみ処理に対する正確な理解に欠ける場合には、不適切な分別や適正な排出ルールから逸脱する事態を招き、結果として収集作業の効率低下や、最終処分場の長期的な利用を妨げる要因となる恐れもあります。

このため、住民の皆様一人ひとりが、ごみの種類や分別ルール、また環境への影響を正しく理解していただくことは、将来的なごみの減量化と資源化の推進にもつながるものであり、地域社会の環境意識の向上に直結するものと考えております。

広域連合としましては、先ほどの答弁でも申し上げましたが、現在、3市村において、分別ルールの確認と分別品目の見直しを進めており、今後作成するパンフレット等を通じて周知、啓発に努めてまいります。

また、北アルプスエコパークにおきましては、3市村の担当者立会いの下で、月1回の廃棄物の展開検査を実施しており、不適切な分別が見受けられた場合には、その場で指導を徹底するとともに、持ち帰っていただくようお願いしております。

こうした取組みを通じて、ごみを排出される住民の皆様の意識向上と、適正な分別の定着に力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 再質問ありませんか。

丸山和之。

○15番（丸山和之君） ただいま連合長の答弁がございましたとおり、分別に関してその地域のルールでありますので、それを守っていただくためにも詳しい理解が必要だというふうに私も思います。

しっかりととした指導や取組みを今後も考えていくべきだといふうに希望いたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（傳刀健君） 以上で丸山和之議員の質問は終了いたしました。

日程第5の途中であります、ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩といたします。

休憩 午後0時08分  
再開 午後1時10分

○議長（傳刀健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5の一般質問を継続いたします。

質問順位第2位、10番・服部久子議員の質問を許します。

服部久子議員。

[10番（服部久子君）登壇]

○10番（服部久子君） 10番、服部久子です。

一般質問を今から実施します。

虹の家についてお尋ねいたします。

虹の家の存続を求める陳情の採択を受けて、理事者の考え方をお聞きいたします。

8月の広域議会に虹の家の存続を求める陳情が提出され、賛成多数で採択されました。虹の家を守る会では、陳情とともに3,500筆を超える署名が提出されました。利用者や家族、関係者などの多くの方の思いが詰まった署名でした。それを受け、広域議会で採択されました。この結果を受けて、理事者側の考え方をお聞きいたします。

○議長（傳刀健君） 服部久子議員の質問は終わりました。

服部久子議員の持ち時間は残り38分であります。

服部久子議員の質問に対する答弁を求めます。

広域連合長。

[広域連合長（牛越徹君）登壇]

○広域連合長（牛越徹君） 虹の家の存続を求める陳情の採択を受け、どう考えるかとの御質問にお答えします。

8月定例会におきまして、議長宛てに提出されました、介護老人保健施設虹の家の存続と、虹の家の運営維持のため、構成市町村へ負担金の継続を求める内容の、2項目の陳情が提出され、賛成多数により採択されました。

提出された陳情の要旨には、虹の家を守る会による署名活動を通じて、3,500筆を超える署名が寄せられたと記されており、利用者やその御家族、関係者など、地域の皆様の思いが反映したものと受け止めております。広域連合としましても、真摯に受け止め、虹の家の今後のあり方について、引き続き慎重に検討を進めてまいります。

一方で、今後一層進行する人口減少や人口構成の変化に対応し、地域における適切な行政サービス水準と、提供体制を維持することが求められる中、当広域連合での理事者の協議におきましては、構成市町村の財政状況等を踏まえ、今後も相当の額が不足することが想定される虹の家の運営費を、構成市町村が継続的に負担し続けることは極めて困難である、との結論に至っております。

広域連合としましては、地域住民の声を真摯に受け止めつつ、介護を含む今後の高齢者福祉のあり方を、地域全体の視点から再考する必要があるものと考えております。

具体的には、現在、介護老人保健施設が担っております、在宅復帰に向けた医療、介護の中間支援機能を、どのように維持、再構築するか、また、地域包括ケアシステムの中で、どのような形でその役割を果たしていくか、また、広域連合が所管する高齢者福祉施設の今後の運営のあり方を含め、幅広く検討していく必要があると考えます。

その一環として、持続可能な運営体制を確保するため、老人保健施設の民間移管等、あらゆる可能性について検討を進め、地域の医療機関や介護事業者との一層の連携を図り、地域の高齢者が、住み慣れた環境の中で、安心して暮らし続けられる体制づくりを、引き続き模索してまいります。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 再質問ありませんか。

服部久子議員。

○10番（服部久子君） 利用者とか関係者の意見をぜひ聞いていただきたいと思います。

令和6年9月の地域ケア会議の報告を見ますと、従事している関係者ははっきりと分からぬ、新聞報道で知ったなどの発言がありました。

また、高齢化が進むのに老健がなくなるとショック、報道されてから1ヶ月以上経ってから利用者に文書が届いたなどの声がありました。

また、令和7年4月の地域ケア会議では、虹の家の廃止で一番困るのは本人・家族で、広域連合議会や行政に困り事が伝わるようにしたら良い。いろいろなことは決定する前に地域で話し合えることが理想的。専門職だけの会議を会議に加えて、当事者も含めた会議が必要などの意見も報告されております。

結論を急いで当事者の思いが反映されない結論を出すべきではないと思います。利用者やその家族、また、施設で働いておられる職員など、関係者の意見を聞く機会をぜひ持つていただけないでしょうか。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（栗林幸夫君） 利用者やその家族、介護従事者等からの意見を聞く機会について、御質問にお答えいたします。

虹の家の運営状況につきましては、利用者や御家族の皆様を対象として、昨年9月、連合長及び施設長の連名により「虹の家の今後について」というお知らせの文書をお送りし、御説明したところでございます。

また、地域住民や医療・福祉・介護関係の皆様には、本年5月及び7月に大町市役所で開催された地域ケア会議の議題として、虹の家を取り上げていただき、虹の家の現状について広域連合の担当課長より、直接説明を行っております。その中で特に7月の会議では、利用者を含む地域住民の皆様に御参加いただき、多くの御意見や心配の声が出されたところでございます。担当課長からは、その際、虹の家の地域における大きな役割を改めて実感した、との率直な報告を受けております。

本定例会の連合長開会挨拶にもありましたとおり、現時点では民間社会福祉法人等との調整、協議を進めており、現在のところ、方向性が定まっていない段階にございます。

このため、経営の移譲など、あらゆる可能性について、一定の検討、協議の結果が整理され、今後の方向性が明らかになる段階で、利用者や御家族の皆様、関係の皆様から御意見を伺う機会を設けることが、より適切であると考えております。御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（傳刀健君） 再質問ありませんか。

服部久子議員。

○10番（服部久子君） 今、報告ありました、今年の5月と7月の地域ケア会議、住民の方がたくさん参加されたということですが、そこには、連合長も参加されたのでしょうか。

議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（栗林幸夫君） 御質問にお答えします。

当日参加したのは、当広域連合からは、担当課長のみでございます。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 再質問ありませんか。

服部久子議員。

○10番（服部久子君） その中で出された意見を読みますと、話し合ったことがどれだけトップに伝わっているのか、意見を聞きたいというふうな意見があります。やはり話を聞いただけ担当が聞いただけじゃなくて、やはり連合長がしっかりと関係者、御家族の方などに直接話を聞く機会を持つべきだと思いますがいかがでしょう。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（栗林幸夫君） お答えいたします。

先ほどの地域ケア会議の内容につきましては、担当課長より私含め連合長に報告を上げているところでございます。

また、繰り返しになりますけれども、現時点では、法人等と調整を進めている最中でございますので、適切なタイミングで住民の皆様には、説明をさせていただきたいというふうに考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（傳刀健君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 私からも補足して説明申し上げます。

特に8月のケア会議については、私は公務がダブっておりました。

この会議は広域連合の主催ではありませんし、また、大町の主催であっても民生部で開催したことあります。私のところには、直接、出席の依頼がありませんでした。

しかし、今、議員のお尋ねにありましたように、つぶさに内容について私のところまで情報が上がっておりました。

正副連合長会議の席上でも内容の紹介がありました。そうしたことも含めまして、広域連合がこれから主催する様々な機会には、私自身が説明責任を果たす、機会を求めてきちんと対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（傳刀健君） 服部久子議員。

○10番（服部久子君） では、次に行きます。

民間事業所の意向調査をお聞きいたします。

8月議会で、県内109の事業所に意向調査を実施して、いくつかから反応があったと報告がありました。

その後の経過をお聞きいたします。

○議長（傳刀健君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） 意向調査の結果について、御質問にお答えいたします。

本年5月に、当広域連合の介護老人保健施設の運営移管等に対する関心の有無について、県内の医療法人、社会福祉法人、NPO法人等、合わせて109法人を対象とした調査を実施いたしました。

結果は、59法人から回答をいただき、回収率は54.1パーセントとなっております。

このうち、運営に関心があると回答された法人は5法人あり、これらの法人に対しましては、直接訪問し面談したほか、電話により、調査の背景や施設運営の現状を説明し、事業者の意向などについて意見交換を行っております。法人からは、運営を行うに当たっての協議事項として、設備の改修や人材確保のほか、引き継ぎに要する費用の3点が主な課題として挙げられております。

一方で、運営に関心がないと回答した法人については、調査対象を県内全域としたことから、地理的・距離的な制約が最も多く挙げられたほか、人材確保の困難さや物価高騰に伴う運営コストの増加などを理由として、事業拡大の予定がない、とする回答も多く見られました。

こうした中で、現在、特に関心を示しております複数の法人と意見交換を行い、双方の課題を整理しながら、広域連合として施設移管の基本的な事項の整理、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 服部久子議員。

○10番（服部久子君） 5法人が訪問されて、面談されたということですが、それはこの大北地域の近くの法人でしょうか。

○議長（傳刀健君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） お答えいたします。

大北管内の事業者もございますし、遠方の事業者もございます。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 服部久子議員。

○10番（服部久子君） 老健施設は大北で4か所となっておりますが、ほかの3か所は、松川に2つと白馬に1つ、これ3つとも民間事業所というふうになっております。

もし民間でも経営が大変だったら、やはり閉鎖に追い込まれるっていうこともあり得ると思うのです。

その時にやはり、公の虹の家があることによって、何とか老人福祉保健施設を保つことができるっていうふうに思います。

公共の事業というのは、住民の生活や福祉をしっかりと保障するっていうか、そういうことが公共の事業だと考えます。

財政的な理由で公共の事業を廃止して、民間事業者に委託するということは、やはり今の高齢化が進んでいる中で、住民の不安が募ることになりますので、何とかこの公の務めとしてですね、虹の家の事業を継続するべきだと思いますが、連合長のお答えをお願いいたします。

○議長（傳刀健君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） これは令和4年以降、基金のほとんどを取り崩して充ててきておりまして、基金そのものがなくなっています。この過程で令和4年の6月以降、内部の検討会、経営改善権委員会など、正式な機関を立てながら検討してまいりました。

そうした中で、決定的なのは民間もそうなのですが、介護保険によって運営される施設というものは、医療と同じように診療報酬、この場合は介護報酬に基づいて運営されています。民間施設は全てそれによって運営されています。

なぜ運営が可能かということになりますと、民間施設の場合は、柔軟な経営体制、柔軟な人員のやりくり、例えば短時間の雇用によって、それぞれのサービスを担うといういろいろな工夫ができるわけであります。また、給与水準も比較的安く調達できることが今までではできてまいりました。

今、民間の施設も大変苦しくなっておりますが、公的な施設であれば令和6年の人事院勧告の改定率は2.6パーセント、今年は3.62パーセント、これを直接払わなければなりません。民間の場合には、改善措置に対する給付金が出されます。公的な職場においては、それは得られないこともある、制約の多い人員の配置、運営の仕方の中にやはり限界があるのではないかというところで、私ども隣接する他の地域でも介護保険を使って運営している施設が既に休止の状態になっているところもあると報道されております。

そうしたことに鑑み、私どもは令和5年11月まで大町病院とのワーキンググループでも検討した結果、利用者ニーズや採算性の観点から居宅系サービスの事業への転換、いかなる分野への転換も困難という結論が出され、そしてその検討の場がもう一度、正副連合長会議、広域連合に戻ってきた経過をたどっております。

そうした中で、財政問題だけで、財政が逼迫しているからということだけで運営を打ち切るということにはなっていません。

もちろん、担い手不足も大きな要素です。先ほど来、御質問や答弁にもありましたように、マンパワーの不足というのは、恒常にこれからも非常に大きな制約になってくるということに鑑み、これ以上、本来介護保険の中できちっと運営できるはずの仕組みが立ち行かなくなってくる時に、公的施設だけが市町村の負担金を追加することによって担っていくのはなかなか困難であります。

既に去年の9月から、年度中途で補正予算をお認めいただき、市町村の負担を初めて導入しました。ダウンサイジングをしてなおかげ、大きな負担が半年間でも出ております。今年は令和7年度の当初予算で、市町村の負担をそれぞれ振って、構成団体の議会の御理解をいただいて、何とか支出を認めていただきましたが、これは今後の人事院勧告、今年の分の3.62パーセントの所要額は相当数に上ると考えています。

それが令和8年度以降も同じ状態がずっと続くとすれば、これは到底もたないのでないか。そういうことを考えて、今回早め早めに検討を続けてきたことについては、まず御理解いただきたいと思います。

なお、今回、国の物価高騰対策、人件費高騰対策につきましては、国が策定しております経済対策の中で、例えば医療費についても全国の公立病院は8割方が赤字、それも令和5年、6年と連續の赤字ということに鑑み、医療報酬を改定することなく補助金で、また、介護分野においても同じ状況にあるということで補助金を交付するというようなそんな方針が既に明らかになっています。

ただし、これは公的な職場、公的な運営をしている施設だけがその対応を受けるわけではなく、民間施設も同等に受けることになります。その場合、先ほど申し上げたように、民間施設の方が、手厚く配分されることもあり得ますから、多くは期待できないというのが現在のところの正直な心境でございます。

そうしたことを総合的に考えますと、令和9年度の春を目途に経営改善を図るような努力もしつつ、最終的な調整を進めているということに鑑み、この点についてもぜひ御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 服部久子議員。

○10番（服部久子君） 公の市町村が運営している介護施設について、病院もそうですけど非常に運営が大変だということは、これは国の予算をつけるということがやっぱり必要じゃないかと思って、2番目に聞くことになっておりますので、もう一度お聞きします。

これ5市町村で運営していますので、住民の説明会をですね、ぜひやっていただけないでしょうか。私たち池田町が5市町村の中では一番高齢化が42パーセントと高いのですが、やはり何とか安心して暮らせるようにということで、説明会をぜひ持っていたけないでしょうか。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（傳刀健君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 議員からは、5市町村の住民を対象とした説明会の場を設けないかとの御質問でございます。

四半世紀にわたり市立大町総合病院に併設する形で運営を続けてまいりました、虹の家の今後のあり方につきましては、地域の皆様の関心も高く、また、先ほど来ありましたように、地域ケア会議等での意見交換におきましても、多くの御意見や御要望をいただいております。この意見交換を通じまして、虹の家が利用者の皆さんに身近な施設として親しまれ、また、利用いただいて、地域において果たしてきた役割というものを改めて認識しているところではございます。

繰り返しの答弁となります、現在、法人との協議を進めている段階にあり、先ほどご質問の中で、お答えしましたのは、5つの法人から関心が示され、そのうちの複数の法人との訪問、又は意見交換を続けているというのが正しい答弁なのですが、そういったことで、今後の方向性や方針等が双方において整理されていない状況にありますので、現時点では住民説明会を開催することは、時期としてまだ適切でないと考えておりますので、この点についてご理解いただきたいと思います。

なお、運営の方向性が一定程度明らかになった段階におきましては、できるだけ速やかに、かつ適切な方法により、利用者や関係の皆さんをはじめ、議会にもご説明を申し上げ、地域の皆様に説明の機会を設けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 服部久子議員。

○10番（服部久子君） その時の説明会は、もう民間事業者を委託するということに目途がついたころの説明になると思うのです。そうじゃなくて民間事業者を入れる前に、何とか虹の家を5市町村で支えていくための何かこう探るっていうか、皆さんに聞いていただくっていうか、そういう段階でも、私は説明していただければ、住民の方々はもっと理解を示すといいますか、いくらか民営しますと決まってからの説明じゃやっぱり納得がいかないと思うのですが、そのところいかがでしょうか。

○議長（傳刀健君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 決定権は運営側の主体であります、理事者側のままで意思決定が必要ですが、その意思決定の前には、議会の御理解をいただくことも重要であります。決まりきったところでお話するというのはあり得ないことでございます。お話できるべき時が来まし

たら、事前にお話しするのが道理だと考えております。住民の説明についても同じように考えております。

こうした分野については、今までいろいろなところで意見を聞きましても、構成市町村が一般財源を費やして運営すれば問題ないのだという提案しかないのです。具体的にどのようにしたら経営改善が図れるか、公的な主体において合理的な改善が図られるか、これはやはりこの介護保険施設として、特に介護保険の中でしっかりと完結するような仕組みになっておりますので、むしろ国においても介護保険の財源を見ますと、2分の1が公的な、うち2分の1のうちの25パーセントが国、残りの12.5パーセントずつが、県、市町村で支えております。残りについては被保険者、年齢が比較的若い2号保険者の皆さんにも27パーセントも負担いただいている。

その点で介護保健の待遇を改善すればするほど、どこかが負担しなければならないことになります。若い方、まだ介護保険の対象にならない皆さんにも27パーセントも負担いただいている。その上に更に市町村の一般財源からということになりますと、若い被保険者の皆さんは、保険料からも税金からも負担する二重の負担になります。

また、様々な分野から負担を求めるとなれば、今おっしゃられたように、国からの支援が一番重要であるということも私どもは意を配しております。それについては、また後程の御質問にお答えできるかと思います。

このようにして、単なる市町村が負担を持てばいいんだということについて、私どもは決して組みすることはできないと考えております。この点についてもぜひ御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 服部久子議員。

○10番（服部久子君） 次に、介護保険料についてお尋ねいたします。

2000年に介護保険制度が始まりましたが、1期目の介護保険料の基準月額は、2,400円でした。現在、基準月額は5,800円となっております。約2.4倍です。40歳から保険料の支払いが始まりますが、現役世代は、現在の物価高や低収入の中で、子育てなどで財政的困難さを抱えておられる方も多いと思います。

また、高齢者も年金が13年前に比べ実質8.6パーセント削減されています。特に国民年金者にとっては、介護保険料は非常に重い負担になっております。滞納者数の推移はどうなっておりますか。1期から9期までの1期ごとの平均滞納数をお聞きいたします。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

事務局長。

[事務局長（栗林幸夫君）登壇]

○事務局長（栗林幸夫君） 介護保険料の滞納状況について、御質問にお答えいたします。

当圏域の介護保険料につきましては、御指摘のとおり、介護保険制度がスタートした平成12年度の第1期における基準月額は2,400円であったのに対し、第5期（平成24年度）には5,000円、第8期（令和3年度）には5,800円となっております。

介護保険料額は、必要となる保険給付費の見込み額に乗率23パーセントを乗じ、その額を第1号被保険者数の推計値で除する方法により算出することになっております。

なお、算出に当たりましては、要介護認定者数、見込まれるサービス利用総量及び介護報酬の単価の改定額、保険料を負担する65歳以上の第1号被保険者数の、それぞれの推計値により、保険料額は変動することになります。

第9期介護保険事業計画の策定時の試算では、要介護認定者数が令和17年頃にピークを迎えることから給付の伸びは緩やかになる一方で、第1号被保険者数は、令和3年度をピークとして減少に転じるとの予測に基づき、今後10年程度は給付額が高止まりとなる中で、保険料負担者数が減少することにより保険料額は増加傾向が続くものと見込んでおります。

この傾向は全国的な動きでもあります、当圏域におきましては、全国の動きよりやや早く推移するものと想定しております。

御質問の保険料滞納者数の推移につきましては、第1期（平成12年から平成14年度）の3か年平均は182人、第5期（平成24年から26年度）は347人、第8期（令和3年から令和5年度）は213人、令和6年度は194人となっております。

こうした状況からは、保険料額の増加と滞納者数の間に明確な関連性は見出せませんが、団塊の世代が第1号被保険者として新たに資格を取得し、普通徴収が開始された平成

24年からの数年間には、滞納者が多かったという傾向が見られたところでございます。

○議長（傳刀健君） 再質問はありますか。

服部久子議員。

○10番（服部久子君） ありがとうございました。

今後の介護保険料の見通しについてお聞きいたします。

令和27年度の介護保険料の見込み額は、月額が約8,000円となっています。3年ごとの介護保険料が改定され、住民の負担が大きくなっていますが、将来の見通しをお聞きいたします。将来を見据えて、公的負担割合を増やすしかないのではないかと考えます。国の負担は現在25パーセントですが、10パーセント増やして35パーセントにすれば、保険料の負担も抑えられ、負担感が軽減されます。県内、国内の自治体と連携して、国に対して意見を上げていただければと思いますがお考えをお聞きいたします。

○議長（傳刀健君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） 介護保険料の今後の見通しについて、御質問にお答えいたします。

第9期介護保険事業計画における試算によりますと、令和27年度の標準保険料月額は、8,000円に迫る水準になるものと推計しております。

先ほどの答弁でも申し上げましたように、この金額は、将来の給付費の見込みと、第1号被保険者数の推計とのバランスに基づいて算出したものであり、介護保険制度に係る国、県、市町村による公費負担や第2号被保険者による負担は、現行の水準を所与のものとして推計しております。

このうち、公費負担の拡充につきましては、現在、国において、社会保障全般にわたる総合的な検討が進められており、年齢に関わらず全ての国民が、その能力に応じて必要な保障を公平に受けられる社会を目指す、全世代型社会保障の実現に向けた議論が行われております。

広域連合といたしましては、こうした国における検討の動向を引き続き注視とともに、議員御指摘の公費負担割合のあり方につきましても、既に全国市長会や全国町村会、更には当広域連合が加盟しております、全国介護保険広域化推進会議等を通じて、被保険者の負担が過重とならないよう、また、負担能力に応じてより一層公平な制度となるよう、国に強く求めております。

今後も保険者としての立場から介護保険制度の持続可能性と公平性の両立を図るため、関係機関、団体を通じて積極的、かつ継続的に国に対する要望活動に力を尽くしてまいります。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 服部久子議員。

○10番（服部久子君） 次に、介護士さんの確保についてお尋ねいたします。

今日の議案の説明でも、職員募集に苦労されているということをお聞きいたしました。

団塊の世代が、介護保険を利用する割合が今増えておりますが、広域の介護施設での介護職員の配置の現状をお聞きいたします。

また、訪問介護の基本報酬の引き下げで、赤字経営で何とか継続してきた施設が、継続が困難になり閉鎖するところも増えております。北アルプス地域での状況はどのようになっておりますか。

○議長（傳刀健君） 介護福祉課長。

[介護福祉課長（荒井賢治君）登壇]

○介護福祉課長（荒井賢治君） 介護職員の配置状況についてお尋ねにお答えいたします。

近年、介護福祉士やケアマネジャーをはじめとする専門職の人材不足は、全国的にも喫緊かつ深刻な問題となっており、当圏域におきましても例外ではありません。

圏域内の介護事業所における職員配置の状況につきましては、第10期介護保険事業計画の策定に向けた、事業所アンケート等を通じ、実態把握を進めてまいりますが、各事業所とも法令で定められた人員配置の基準を、満たしているものと認識しております。

しかしながら、実働職員数の確保が難しいことから、受け入れ可能な利用者数を調整せざるを得ない事業所も見受けられております。圏域内のデイサービス事業所及び訪問入浴事業所では、それぞれ1か所ずつ、人材の不足により休廃止している実状もございます。

こうした状況を踏まえ、県では、福祉・介護人材の確保に向けて、新規資格取得への支援や有資格者と事業所のマッチングなど、様々な取組みを進めております。

広域連合におきましても、県の施策を広く周知するため、介護保険広報紙「井戸端かいご」において情報の発信に努めており、併せて、介護サービスの需要が逼迫しないよう、介護予防事業の充実や、地域における支え合い活動の推進など、日常生活を地域で支えていく体制づくりを一層進めてまいります。

また、介護福祉士などの有資格者に限らず、地域の担い手を育成する取組みとして高齢者支え合い活動研修を開催しており、この研修をきっかけに、介護・生活支援の活動に参加される方や、介護サービス事業所での就労につながるケースもありますことから、今後も引き続き事業の周知を図りながら、地域全体での人材育成と支え合いの輪の拡大に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 服部久子議員。

○10番（服部久子君） 時間がないので、簡単に質問いたします。

今も言われたように、やはり介護職の人材不足っていうのが常態化しております。それではやはり介護職員の待遇改善をしないと、定着しないのではないかと思いますが、広域では、待遇改善についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（傳刀健君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） 介護職員の待遇改善についての御質問にお答えいたします。

介護職員の退職状況等につきましては、現時点で、統計として具体的には把握しておりませんが、先ほど申し上げました介護人材確保の取組みと同様に、第10期介護保険事業計画の策定に併せて実施する事業所アンケート等を通じて情報収集に努めてまいります。

介護職員の処遇改善につきましては、現在の介護報酬制度において、事業所が職員の給与等に反映させることを条件とする処遇改善加算により、人件費の中でベースアップや一時金の増額に充てる仕組みが設けられております。令和6年度は平均2.5パーセント、令和7年度は2.0パーセントのベースアップとなるよう、加算率が引き上げられており、国としても、引き続きこの制度を通じて介護職員の給与の改善を進めていく方針が示されております。

一方で、この処遇改善加算には加算率に複数の段階があり、各事業所の取組みの内容や達成状況により、支給額に差が生じることのほか、通常の介護報酬請求に加え、別途、事務手続きが必要となるなど、現場の負担も少くないという課題もございます。

なお、先日の新聞報道によりますと、国では、医療・介護分野における人手不足・物価高対策による、緊急的な措置として、補助金による支援を本年度の補正予算に盛り込むとしております。令和9年度の介護報酬の改定を控え、恒常的な事業所への支援施策が講じられますよう、注視してまいります。

こうした点を踏まえ。

○議長（傳刀健君） 時間でありますので以上で服部久子議員の質問は終了いたしました。

次に、質問順位第3位、7番、大和幸久議員の質問を許します。

大和幸久議員。

[7番（大和幸久君）登壇]

○7番（大和幸久君） 大町市の大和幸久です。

通告に従い一般質問を行います。

今回は虹の家の閉鎖の撤回を求めるとして、1項目の質問となります。

8月議会定例会での陳情書の採択や、7月に行われた住民参加型地域ケア会議において、利用者、医療と介護の専門家、福祉関係者、住民のそれぞれから出されました意見を踏まえて質問しますので、介護老人保健施設虹の家の設置者として、誠意のある答弁を求めるたいと思います。

まず、住民参加型地域ケア会議の総括について伺います。この地域ケア会議は、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指して、医療と介護の専門家、福祉関係者、地域住民が困り事などの情報共有をし、役割分担しながら課題解決に向けた検討を行うことを目的として、7月17日に大町市役所で104名の方が参加し開催されております。

その中で、利用者、家族から出された切実な意見要望では、医療依存度の高い利用者でも、大町病院が隣接していて、安心して入所利用している。大糸タイムスの記事を見て、市長にもメールで虹の家の廃止中止を訴えた。赤字となり住民から意見を聞いたと形だけで虹の家を廃止しないで欲しい。入所、短期入所、通所リハビリと利用者と家族の状況で利用している。介護者が入院などした場合でも、短期入所などで対応していただき本当に助かったというような話が出されております。

また、介護の専門家からは、老健は看護師が常駐し、大町病院と隣接していることから、医療依存度の高い方や、リハビリ目的にしている方など様々なニーズがあり、地域に介護の資源を持つ老健施設があることが大切なことだ。との意見もあり、グループワークでは、住

み慣れたこの地域で、この大町で最期まで健康で安心して暮らしたいと願っているが、虹の家が持つ介護資源が損失することで、救われない人がたくさん出てしまう。どこまで救われない方々の気持ちを汲んでいただけるのか公的施設として踏ん張って欲しいと切々と訴えておりました。

まず1点目、これらの住民参加型ケア会議の結果をどのように総括しているのか、連合長にお伺いしたいと思います。次に、令和6年度から入所定員50床を40床にし、職員を3名減とし、令和8年度末の廃止を検討しておりますが、他サービスへの転換や収支改善策はないのか説明をいただきたいと思います。次に公的施設として、令和9年度以降も公的サービスを存続し、赤字部分を市町村負担金で賄う考えがあるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

次に、行政が5月に行った県内の医療法人や社会福祉法人に対して、老健等の運営意向調査の結果がどうであったのか、お伺いしたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（傳刀健君） 大和幸久議員の持ち時間は残り37分です。

大和幸久議員の質問に対する答弁を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長（牛越徹君）登壇〕

○広域連合長（牛越徹君） 介護老人保健施設虹の家の閉鎖の撤回を求めるとの御質問に順次お答えいたします。

まずははじめに、住民参加型地域ケア会議の総括について、お尋ねにお答えします。

この会議は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目的に、医療、介護、福祉の関係者に加え、地域住民の皆様が、それぞれの立場で参加し、意見交換を行う場として、本年7月に大町市の主催により開催されたものでございます。当広域連合からは、虹の家の現状報告や質問に対応するため、当日は、先ほど御答弁にもありましたように、担当課長が出席いたしました。

会議には多くの参加者があり、虹の家の今後に対する御意見や御要望が多数寄せられ、御意見、御要望の内容を伺い、反響の大きさを肌で感じたところでございます。しかしながら、広域連合といたしましては、この会議を総括する立場ではなく、また、先ほどの服部議員への御答弁で申し上げましたが、現在、民間社会福祉法人等との協議により、目下調整中でありますことから、具体的な協議内容や進捗については、現段階で詳細な内容を御説明することを控えさせていただくことを御理解いただきたいと存じます。

なお、現時点におきましては、第9期介護保険事業計画期間内において、虹の家の運営につきましては、廃止を含め終期を定める方針に変更はなく、その上で、あらゆる可能性を排除せず、引き続き民間法人への移管を含め、検討協議を慎重に進めてまいります。

次に、2点目のほかのサービスへの転換や収支の改善策の取組みについてお答えいたします。

これまで、市立大町総合病院との連携により、採算性や地域ニーズを踏まえた他の事業転換への可能性等につきましても、検討・協議を進めてまいりましたが、残念ながら有効な方策を見いだすことが叶いませんでした。

また、介護報酬の増額確保策につきましては、介護老人保健施設に係る算定要件に基づき、入所者の入退所前後の訪問指導や、喀痰吸引等の処置を強化することにより、収益の改善につながる加算型から強化型への移行を検討しましたものの、冬季間は入退所の変動が少

ないことから在宅復帰率の基準を達成できないなど、年間を通じた算定が困難であり、これによる、黒字化を実現することは現実的に難しいと判断したところでございます。

なお、令和4年度以来の3年間にわたる経営改善に向けた、様々な検討・協議の経過とその結果につきましては、これまでも、その都度、議会全員協議会などで御説明申し上げてまいったところでございます。

3点目の公的施設としての存続や市町村への負担を求める考え方についてお答えいたします。

民間法人へのアンケート調査で関心を示した複数の法人との間で、設備の改修や人材確保などの具体的な課題について、意見交換を進める中で、例えば今後、運営を引き継ぐ際の前提として、施設設備を補修するために、一定の修繕費等の負担を求められた場合、一時的な負担を市町村にお願いする検討の余地は残りますものの、令和9年度以降、運営費を補てんするための市町村負担を継続することは、構成5市町村の財政面に鑑みますと、極めて厳しいものと考えております。

最後、4点目の運営意向調査の結果について、お尋ねにお答えします。

先ほどの服部議員の御答弁でも申し上げましたが、本年5月に県内の109の社会福祉法人等を対象に調査を実施し、59法人から回答をいただき、5法人が運営に関心があるとの回答をいただきました。そして、運営を引き継ぐ場合の課題として、設備の改修、人員の確保、引き継ぎに要する費用の3点が主な課題として挙げられました。

一方で、運営に関心がないとした法人からは、地理的な距離の問題のほか、人材確保の困難さ、物価高騰による運営コストの増加などを理由とする回答が、多く見られたところでございます。繰り返しになりますが、この調査結果を元に、運営継続の可能性について関心を示しております複数の法人との間で引き続き、慎重に検討・協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 再質問はありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 虹の家の役割を果たし、ベッド数も充足していると。閉鎖しても大丈夫という広域連合側の回答がありましたけども、地域ケア会議や陳情書の採択でもありましたように、利用者、介護者、関係者等からの切実な訴えは、単に赤字だから切り捨てるのではなく、公的サービスと地域の介護資源の存続を求めており、これからも存続の意義は十分にあると理解しております。この点について見解をお聞きします。

これにつきましては、連合長のみではなくて、理事者である町村長からも、住民の考え方に対する見解をお伺いしたいと思います。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 初めに私から、虹の家の存続の意義について、御質問にお答えいたします。

地域ケア会議や、議長宛に提出された陳情書を通じて寄せられた多くの御意見等につきましては、先ほどの服部議員の御質問にも御答弁申し上げましたとおり、理事者として真摯に受けとめております。

長年にわたり虹の家は、市立大町総合病院に隣接する特性を生かし、治療と医療と介護の連携のもとで、地域の高齢者や御家族の暮らしを支える拠点として、多くの方々に利用さ

れ、これまで地域に根差し、そして利用者の皆さんとともに歩んできた施設であることは十分承知しております。

一方で、これまで繰り返し御説明いたしてまいりましたように、広域的な介護サービス体制全体の中で見ますと、要介護認定者1人当たりの施設運営員は、他圏域と比較しても充足しており、今後の人口動態を踏まえましても、基本的に一定の介護提供体制は確保されているものと認識いたしております。

また、財政面におきましても、本来、介護保険制度の中で、介護報酬と利用料で賄うべき介護保険施設の運営費の不足分を市町村からの負担金で継続的に補うことは、今後の維持可能性の観点から極めて困難である、と言わざるをえず、この考えに変わりはございません。

しかしながら、虹の家が果たしてきた役割、また、そこに寄せられる地域の皆さんの思いを軽視することなく、広域連合長として、これまでの経緯を踏まえつつ、今後、民間法人への移管等を含め、運営継続の可能性について、更に関係機関や構成市町村と連携を図りながら協議を重ね、誠意を持って取り組んでまいりたいと考えております。

からは以上でございます。

○議長（傳刀健君） 矢口副広域連合長。

○副広域連合長（矢口稔君） それでは私の方から、北アルプス広域連合の南部地区の松川村、池田町ということでお答えさせていただきたいというふうに思います。

大北地区初の老人保健施設として平成9年に開設されました虹の家は、市立大町総合病院に併設して設置されており、この立地の特性を生かし、医療と介護の連携のもとで、地域の高齢者や御家族の暮らしを支える大切な拠点として、多くの方に利用されてきたものと認識しております、虹の家が地域に根差し、住民の皆様と共に、歩んできた施設であることも深く理解するところであります。

また、地域ケア会議や議会に提出された陳情書を通じて寄せられました、多くの要望につきましては、理事者として重く受けとめております。

虹の家の運営は、介護報酬と利用者からいただく利用料収入により、独立採算を原則に運営されてまいりましたが、平成27年以降は、毎年、収支不足の補てんを基金の取り崩しにより、運営を維持してまいりました。

このため、運営改善に向けた経営形態の見直しや規模縮小など、これまでに様々な場で検討、協議を重ねてまいりましたものの、いずれも収支の黒字化が見込めず、昨年10月から、入所定員を42床に見直し赤字額を抑制するとともに、これによってなお生じる赤字の補填を、市町村の負担金に求める状況となっております。

しかしながら、今後も引き続き事業を継続する場合、不足する財源を構成市町村の負担に求めるにつきましては、各市町村では、いずれも住民ニーズに応える市町村独自の施策を展開するために必要な、財源の確保が課題となってまいります。構成市町村には、それぞれが抱える個別の財政事情があり、継続的な負担はとても困難な状況にあることを御理解いただきたいと存じます。

広域連合副連合長の立場といたしましては、これまでの経緯や住民の皆様の要望を踏まえつつ、民間法人等への移管を含め、運営継続の可能性について、関係機関や構成市町村と連携しながら、誠意を持って協議を進めますとともに、今後の方針の決定に伴い必要となる財政的な支援につきましては、5市町村で慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 中村副広域連合長。

○副広域連合長（中村義明君） それでは私の方からもですね、副広域連合長として小谷村、白馬村として、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

虹の家は広域連合が主体となり、公的な施設として、平成9年に開設され、その運営は介護報酬と施設を利用される方の利用料によって運営してまいりました。

この間、地域の高齢者や御家族の暮らしを支える拠点として利用され、地域に根差した施設であります。

また、地域ケア会議における御意見や、8月定例会に提出されました、議長宛ての陳情が採択されましたことに、理事者として重く受けとめております。

一方で、圏域における介護サービス体制全体の中で見ますと、先ほど連合長の答弁にありましたように、要介護認定者1人当たりの施設定員は他の圏域と比較しても介護基盤が整備され、一定の介護サービスの提供体制は確保されております。

しかしながら、開所時に新規採用した若い職員構成に基づく、比較的低い給与水準から、近年に至っては40代から50代が多くを占めるようになり、現在の職員構成による給与水準は、一層上昇しており、更に、ここ数年の公務員の給与改定に伴い、一層急激に上昇しておりますことに加え、近年の物価高騰等により、収支のバランスが大きく崩れ、平成27年以降、毎年、収支不足の補填を基金の取り崩しにより経営を維持してまいりました。

こうした構造的な課題を抱える虹の家の運営改善に向けましては、これまでに様々な場で、介護医療院などへの転換や規模縮小などによる経営改善の方策を真剣に議論してまいりましたものの、収支の黒字化が見込めないとの結論となり、昨年度、広域議会に諮り、広域連合規約を改正し、赤字補填を市町村の負担金に求める状況となっております。

このため広域連合が運営主体として引き続き事業を継続するには、不足する財源を構成市町村に頼ることが不可欠となります、構成市町村には、それぞれが抱える個別の課題がありますことから、継続的な負担は非常に困難な状況にありますことを御理解いただきたいと思います。

引き続き、住民や関係者の声に真摯に向き合いながら、最善の形を模索するための協議検討を慎重に重ねてまいります。

以上です。

○議長（傳刀健君） 再質問ありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 各市町村長さん、理事者の方からは、御答弁ありがとうございました。

基本的には人件費の高騰等の中で、収支バランスが悪化してきていると、そういう状況の中では民間委託の検討でないと、今後の方向性を出せないのでないかというような全体的な論調だったというふうに受けとめております。

この間、私は虹の家の関係では多くの質問をしてきましたけども、基本的に今公的機関として、採算性のいいデイケア等だけでも残していくのはどうか、というような提案も何回もしてきております。赤字だから、民間委託で安い人件費でなければ運営できない、一辺倒ではなくて、あらゆる可能性をやっぱり、理事者の方の中でも検討して欲しい、こういうことがあります。

例えば白馬のサテライトを利用してですね、デイケア等の維持というような検討も、今後ぜひしていただきたいと思うのですけれども。そういった点、各理事者の皆さんには、どんなお考えなのでしょうか。できればここで御意見を伺いたいと思うのですけど。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） 私の方から御質問お答えいたします。デイケアにつきましては、大和議員これは再質問ということでよろしいでしょうか。デイケアにつきましては通告いただいているのですが、そのこととはまた別ですか。

○7番（大和幸久君） デイケア含めてですね、リハビリとかですね、そういう採算が取れるような部門を、公的機関として継続していくというような選択肢については、検討は今後用意があるのかどうか。そういったことも、民間委託だけではなくて、ぜひ検討して欲しいという質問です。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） 失礼いたしました。お答えいたします。

通所リハビリの単独事業ということにつきまして、令和4年度の経営改善委員会の時にも検討している経過がございました。ただ、常勤の医師の配置やその他の課題からは、財政的になかなか難しいところとなっているところでございます。

また、サテライトにつきましては、本体の虹の家より車で20分程度の範囲内というようになくなっているところでございまして、北部方面での展開はなかなか難しいといったこともあります。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 議員お尋ねの最初の部分、デイケアだけを残すことはできないかという点について私の方から補足してお答えします。

昨年11月定例会でも同じ質問いただきお答えしましたが、現在の虹の家における通所利用者の状況は、いわゆるデイサービスに近い利用形態となっており、通所ニーズに対しては、おおむね必要数が確保されているものと考えております。

また、管内には筋力トレーニングや運動機能の維持向上を主な事業とする通所介護事業所が複数整備されており、リハビリをも含め継続的・定期的に身体を動かすことを目的に利用される方々に対しましても、一定の受け皿が確保されている状況にございます。

なお、令和4年度に設置された虹の家経営改善委員会におきまして、通所リハビリ専門施設への転換について協議・検討を行った経過がございます。先程の担当課長の答弁とも重複しますが、専従の常勤医師の配置が必要であります。医師1人を専従でしますと、多分1,500万ほどの経費がかかることになります。そうしたことから採算性の観点からは、転換は困難であるということの結論に至っているところでございます。

また、現在、進めております法人との意見交換におきましても、入所機能と通所機能を切り離すのではなく、虹の家を一体的に運営していくことを基本に調整を進めており、現時点では、デイケア部門だけを切り離して継続するという考えは持っておりません。

なお、通所リハビリが終了した際には、医療的リハビリに近い専門的支援の機能が、一部減少するということは私どもも認識しており、利用者や御家族の声も承知しておりますことから、専門的支援が必要な利用者のフォローアップについては、別途、管内通所介護事業所や、訪問リハビリ事業所との連携を一層強化し、切れ目のない支援の体制維持に努めてまいりたいと考えております。

引き続き、民間法人との協議を慎重に進めるとともに、地域の介護資源が適切に機能し、住み慣れた地域で安心した生活を続けられますよう、関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 再質問ありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 今、デイケアとかその関係で、いわゆる医師の専属が必要という検討もされたという答弁がありました。

これそもそも論で何回も質問していますけど、虹の家の設立というのは大町病院の附属施設で、組織の一部として設立されてきておりまして、これがいつの間にか会計部分は広域連合持つような、いつ変質したのかよく分からぬ。こういう経過があります。

そもそもこれ大町病院の附属施設として、施設長も病院長であれば、大町病院の病院経営の中で、この老健施設も運営されるべきであると。これが本来の姿ということも、私はこれ何回も説明してきております。是正することを求めてきております。

そうしますと病院経営の一部の組織として、病院長が経営の責任を持つということになれば、いわゆる医師の派遣も含めた中で、病院経営と一体となって、この老健施設を運営する、これが本来の姿であって、そういう方面からの根本的な見直しというのが、ここまで来たときには、やっぱり必要ではないか。

その点についてはやっぱり、いつ変化したかよく経過も分からぬという、何で広域連合がこの後、虹の家の会計について、責任を持つようになってしまったのか。その辺も含めながらですね、本来は、大町病院の組織の1つとして、大町病院の経営と一体となって運営されるべきもの。この点についてもぜひ、今までどうして変質してしまったのか、経過も含めてですね、再検討し、そういった方向性での打開策というのも検討すべきだと思うのですけれども、どうでしょうか。検討いただけますでしょうか。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） この御質問は、この経営が相当逼迫してきてから、議員からは指摘をいただいております。

まず最初に、この虹の家がスタートしたときから、決して大町病院の附属施設として位置付けてはいないです。経過を1回説明したことがあります、設立当初は、大町市が単独で行うというようなそんな構想もありましたが、実際には広域連合の事務として、虹の家がスタートしております。

その中で、医療部門については、最初は業務委託の部分を限定して行ってまいりました。

その後、議員からの御指摘によって、それを管理する統括体制を一本化すべきだということで、現在は、広域の職員を虹の家に派遣して、広域連合が大町病院に委託する管理の体制の中に位置付けてまいりました。そうした変遷を取ってきたことについては、私自身もやむを得ない体制の変更だったというふうに思います。

そうした中で、もしこれで虹の家を大町病院に附属させる、大町病院の本来の姿の中に組み込むということになれば、これはもちろん市立大町総合病院の決定に基づくわけですが、これまで介護保険で何とか賄っていただいた時代であればともかく、現在のように、毎年のように、2千万、3千万の、ダウンサイジングしても、そこまでの大きな赤字を抱える中で、今、大町病院にはそれだけの体力があるかどうか、これは大町病院の判断になりますけ

れども、議員の御指摘、御提案は御提案として、大町病院に伝えてまいりたいと考えております。

○議長（傳刀健君） 再質問はありますか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） これも何回も言っていますが、大町病院の開設者っていうのは連合長ですね、市長ですよね。

虹の家の最終的な会計、経理も含めた責任者っていうのは牛越市長です。

この辺のきちんとした整理は、牛越市長、連合長、及び大町市長、大町病院の開設者、これがリーダーシップをとらないと絶対解決できない問題でして、そもそも、開設時から虹の家を別組織っていう解釈してもそれはもう明らかに牛越連合長の解釈の誤りです。

それよく検討してみてください。

私はどんな職員、当時からの職員に聞いても、いやあればたまたま大町病院が西病棟を作ることで資金が足りなくて、ここでたまたま資金の融通を広域連合に負担してもらう、こういう事情からこういう形になっているのだと。だけどそもそもはこれ、大町病院の附属施設の組織図にもありますけれども、附属施設として成り立ってきているものです。

やはりそこの解釈を変に曲げてしまうと、正しい解決がいつまでもできない。ここに至つて、そういう問題が起きてしまう。こういうことだと思います。

ぜひ、病院長の意見を聞いて欲しいし、私もかつて病院長にこのことを聞いた場合には、そういう形になれば、私はこれを民間委託等も含めて、病院の運営の中で一体として、検討してみたいという回答を私はいただいております。ぜひ、大町病院の管理者側がどういう意向なのかということも、病院の開設者として、かつ広域連合長として、きちんと確認をしていただきたい、このことを求めますがいかがでしょうか。

○議長（傳刀健君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） まず私自身は、大町病院の開設者ではあります。

しかし、公営企業法の全部適用によって、全ての運営の権限は、病院事業管理者に、委ねられております。この点は誤解のないようにお願いします。つまり、病院の運営については、事業管理者のまず決断が第1でありますし、また権限がそこにあります。

開設者としては、その任した以上、これ法律によって、地方公営企業法の設置全部を、組織の運営も、そして、様々な権限を与えていた。その病院の、まず、管理運営の責任者である病院の意向は確かめてみたいと考えております。

なお、議員が紹介された、事業管理者との間で、任せてもらって大丈夫というような趣旨の発言があったということについては、私は一向に承知をしておりません。

また、最初の質問の冒頭にありましたように、その開設の当初私自身は、詳しく知らないのですが、大町病院の付属的な、その病床を確保するためにということについて、どういう経緯があったかは承知しておりませんが、そして負担関係について、どういうふうにやりとりしたか、私は承知しておりませんが、少なくとも広域連合としてスタートした虹の家の運営については、初めから管理主体、設置主体が、広域連合に委ねているということについては間違ひがございません。

もう一度御確認をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（傳刀健君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 牛越広域連合長の方もその辺の確認を検証してですね、ぜひ、お互いの

主張をつき合わせることも大事だと思いますので、今後の中で、そういう機会を設けていただきたいと思います。

ちょっと時間が詰まりましたので、基本的にこういう経過の中で、虹の家、赤字だから閉鎖するって話が出てきてしまっていますが、その前段としてですね、虹の家の設置者として、牛越連合長は赤字を出してきた責任っていうのは、これを感じておられるのでしょうか。大町病院の管理者側としても、その責任はどうされるのか、この辺の責任問題ってやはり、ちゃんとしないといけないと思うのです。

赤字を出したけどやむを得ないじゃないかと、こういう結論なのか、その責任というのは、それなりに連合長として、責任があるというふうに認識しておられるのか。その点の認識について説明ください。

○議長（傳刀健君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） ちょっと確認なのですが、議員が大町病院の管理者としての責任、2つ目の責任は、その大町病院の管理者としての責任っておっしゃったと思いますが、間違いないですか。大町病院の管理者は私ではありませんので、ちょっとそこのところ。

○議長（傳刀健君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 医師側の設置者としての責任ということです。これさっき、病院の事業管理者に全てを委ねたので、私には責任はないと言いましたが、その事業管理者の任命権というのは牛越大町市長にあるわけとして。そういう範囲での管理責任というのは、必ずあると思っています。全く設置者としての責任はないという認識なのかどう、その辺も改めて。

○議長（傳刀健君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） まずその点について、先に御答弁申し上げますと、病院の開設者とその運営の責任を負っている病院事業管理者の間には、画然とした権限の差があります。

つまり私自身は、開設者としての責任は負ってきておりましますし、また、その日々の病院の運営について、病院に委託している虹の家の管理運営についても、これ委託契約によって管理者の権限に基づいているわけですので、その点については、御確認いただきますようお願いしたいと思います。もちろん、開設者としての責任、病院の開設者としての責任は重々感じております。

御答弁申し上げます。

これは今まで、虹の家の設置者としての責任については、度重なる御質問に対して御答弁を申し上げております。

重複するところがあるかもしれません、お許しをいただきたいと存じます。

虹の家の運営につきましては、開設当初からの理念に基づき、この使命を果たすための業務の遂行に当たってまいりましたが、長年にわたり運営を継続する中で、介護を取り巻く制度の改正や報酬基準の見直し、更には困難な状況下にあります人材確保に加え、人件費の大幅な改定や光熱費の高騰などの、施設の運営上、極めて重大な支障を及ぼす要因が重なり、経営環境が急激に厳しさを増してきたことが背景にあります。

公的な施設として民間とは異なる制約がある中で、十分な効果につながる改善策等を講じきれなかったという点につきましては、設置者としてこの結果責任を真摯に受け止めております。

また、虹の家の設置主体であります広域連合とともに、受託者として運営を担当されてきました市立大町総合病院とが、一体的な運営を担うことで、在宅介護への支援に努めてまい

りましたが、一方で時間の経過や異動による職員の意識の変化に伴い、一体感が徐々に希薄となり、一体的、効果的な運営がやや停滞することになったことも要因の1つと考えております。これは今まで答弁してまいりました。

この結果として、地域の医療・介護資源の活用を最適化しきれなかったという点におきましては、心残りであり、私自身無念に思うところでございます。

引き続き、地域の皆様の御意見を真摯に受け止め、民間法人への移管を含め今後の運営のあり方について、構成市町村、関係機関と連携を密にして、責任を持って慎重に検討・協議を進めるとともに、住民の皆様への丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） その辺の検証をですね、責任については、もっときちんと検証しなければ、住民の方は納得できないと思います。このまま閉鎖に向けていった場合ですね、理事者、行政側は、どんな責任の所在があり、それをどう取るのかっていう問題が出てくるわけですが、現状を見ますと、現在、大町病院に派遣されている虹の家のスタッフは配転、退職、転職を余儀なくされてしましますから責任を職員が取る形で、実質にはこれ詰め腹を切らされると、こういう結果になってしまふわけですね。これについてもやっぱり、責任という問題はついてまいります。

また、同じ広域連合職員でも、虹の家の職員は、これも詰め腹切らされてアウトになってしまふと、虹の家以外に配置されている職員はセーフというような結果が、このままいくと生じてしまうわけです。そういうことについても、やっぱり理事者側としての責任っていうのはついて回ってくると思うのですけども、そういう点については、どんな認識でおられるのか、ちょっと説明いただけますか。

○議長（傳刀健君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 議員は今、職員の皆さんがあなたになるという、その表現がよく分からぬのですが、もし、それによって公務員としての人生を終焉させるということになれば、それはもう、最も私どもは避けなければいけない事態だと考えております。

現在、もう既に広域連合において、職員の皆さん、会計年度職員の皆さんも含めて、既に希望のいろんな面談を進めております。

これ2巡目、3巡目も引き続き、いろんな情勢の変化の中で行うことになりますが、身分の保障ということについては最大限、職員御自身の御希望をしっかりと踏まえながら、配置転換にしても、広域連合の中で処遇できないか、広域連合と関連の中で処遇できないか、そういうことを重点に含めて考えてまいります。

また、会計年度職員の皆さんについては、むしろアンケートを取ったときにはですね、民間事業所についても、類似の事業所に移ることについては関心がある。考えてもよいというそうした回答も多く聞こえております。それぞれの一人ひとりの職員の皆さんのお意向に沿って、私どもは最善を尽くしてまいりたいと考えております。

なお、特に病院の職員として配置されているさんは、これは病院の職員でありますので、病院の本来の業務に、これまでの業務に復帰することも含めて、病院としっかり協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） ありがとうございました。

今後しっかりと答弁についても検証してまいりたいと思います。

質問は以上で大体終わりですが、最後に私は虹の家の課題として、何年もかけて問い合わせてきましたけども、設置者としての責任のとり方や、公的サービスのあり方に対する考え方。窮状を訴える利用者や家族、虹の家のスタッフや介護資源を切り捨てにしようとする姿勢が、最大の問題と考えております。

この問題は今後も続くと思っております。広域連合全体、関係市町村と関係機関と十分協議をされ、虹の家の介護支援がなくならないよう再考を強く求めて、地域住民が住み慣れたこの地域で、最期まで健康で安心して暮らせる施策の実施を求めて質問を終わりたいと思います。

ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（傳刀健君） 以上で大和幸久議員の質問を終了いたしました。

以上をもちまして、本11月定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

ここで、広域連合長の挨拶を受けることといたします。

広域連合長。

[広域連合長（牛越徹君）登壇]

○広域連合長（牛越徹君） 11月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に御提案申し上げました6議案につきましては、慎重な御審議をいただき、いずれも原案どおり御議決いただき、厚く御礼申し上げます。

議案審議及び一般質問においていただきました、貴重な御意見や御提言につきましては、今後の広域行政に十分反映してまいる所存でございます。

本定例会冒頭の御挨拶でも申し上げましたが、消防業務につきましては、先月1日から、全国一斉にマイナ保険証を活用し、搬送先医療機関との間で迅速に医療情報を共有することにより、救急業務の円滑化を図るマイナ救急の実証事業が行われております。今後は、この事業が圏域住民の皆様に定着しますよう啓発を図りますとともに、引き続き医療機関と緊密に連携し、地域住民の安心、安全の確保に努めてまいります。

また、大町市グリーンパーク第3期建設工事につきましては、本定例会終了後の議会全員協議会におきまして、概要を御説明申し上げることとしております。

結びに、里山近くまで雪が迫るなど、日毎に朝夕の冷え込みも増しており、また、構成市町村におかれましては、間もなく市町村議会12月定例会が開催されますが、議員各位におかれましては健康に十分御留意いただき、広域行政発展のため、また、圏域住民の福祉向上のため、一層御尽力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○議長（傳刀健君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

議員各位の御協力に感謝を申し上げます。

これにて、令和7年北アルプス広域連合議会11月定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後2時33分

令和7年11月14日

議会議長 傳刀 健

6番 小澤 悟

7番 大和 幸久